

# 理容師制度・美容師制度に関する参考資料集

厚生労働省 健康・生活衛生局  
生活衛生課

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

# 目 次

- (1) 理容師制度・美容師制度の概要について
- (2) 理容師・美容師制度を取り巻く現状について
- (3) 理容師・美容師制度の動向について

## 理容師・美容師

- 理容師・美容師免許は、理容師法(昭和22年)、美容師法(昭和32年)に基づく国家資格
- 免許取得のためには、高校を卒業後、都道府県知事が指定した理容師・美容師養成施設で2年間(原則)必要な学科・実習を修了したのち、国家試験に合格することが必要
- 理容師法及び美容師法に基づく指定試験機関・指定登録機関として「公益財団法人理容師美容師試験研修センター」を指定し、国家試験事務・登録事務を実施

## 管理理容師・管理美容師

- 管理理容師・管理美容師資格は、免許を受けた後3年以上業務に従事し、厚生労働大臣の定める基準に従い都道府県知事が指定した講習会の課程を修了した者に付与
- 管理理容師・管理美容師制度は、理容業務・美容業務の技術的管理運営の適正化及び理容・美容施設の衛生的管理の向上並びに利用者の衛生保持のために設けられたもの

# 理容師・美容師の資格取得の流れ

高等学校卒業以上

## 理容師・美容師養成施設

### ○通常課程

昼間課程(2年以上)

夜間課程(2年以上)

通信課程(3年以上)

### ○修得者課程(※)

昼間課程(1年以上)

夜間課程(1年以上)

通信課程(1.5年以上)

※平成30年4月1日施行

※理容師又は美容師の資格を有する者が他方の資格を取得する際に履修できる教科課程

## 理 容 师

### 理容

頭髪の刈込、顔そり等の方法により容姿を整えること

### 管理理容師

理容師が複数いる理容所の衛生管理責任者  
管理理容師は理容師の実務経験が3年以上  
管理理容師資格認定講習会修了

## 理容師・美容師試験

## 厚生労働大臣免許

管理理容師・管理美容師資格認定講習会

## 管理理容師・管理美容師

### 美容

パーマネントウェーブ、結髪、化粧等の方法により容姿を美しくすること

### 管理美容師

美容師が複数いる美容所の衛生管理責任者  
管理美容師は美容師の実務経験が3年以上  
管理美容師資格認定講習会修了

# 理容師・美容師の国家試験について

- 理容師試験及び美容師試験の事務については、理容師法第4条の2及び美容師法第4条の2の規定に基づき、厚生労働大臣の指定する者（指定試験機関）に行わせることができるとされており、平成12年4月3日付で公益財団法人理容師美容師試験研修センターを指定し、国家試験を実施。
- 試験の課目は、理容師法施行規則及び美容師法施行規則において、以下のとおり規定。

## 筆記試験

- ①関係法規・制度、②衛生管理、③保健、④香粧品化学、  
⑤文化論、⑥理容（美容）技術理論、⑦運営管理

## 実技試験

- 理容（美容）実技

### ○理容師法（昭和22年法律第234号）

第4条の2 厚生労働大臣は、その指定する者（以下「指定試験機関」という。）に、理容師試験の実施に関する事務（以下「試験事務」という。）を行わせることができる。  
2 指定試験機関の指定は、試験事務を行おうとする者の申請により行う。

### ○美容師法（昭和32年法律第163号）

第4条の2 厚生労働大臣は、その指定する者（以下「指定試験機関」という。）に、美容師試験の実施に関する事務（以下「試験事務」という。）を行わせることができる。  
2 指定試験機関の指定は、試験事務を行おうとする者の申請により行う。

# 理容師・美容師制度の主な変遷①

## 過去の見直しの経緯①（平成7年理容師法・美容師法改正）

- 科学の技術の進歩、消費者ニーズの高度化、多様化に対応して、議員立法により平成7年（1995年）に理容師法・美容師法が改正され、理容師・美容師免許を厚生大臣（現厚生労働大臣）免許とすることとされた。
- 理容師・美容師養成施設において、共通内容の必修課目のほか、養成施設が独自に設定する選択課目とし、特色のある理容師・美容師を育てる教育を実施することとされた。
- 厳しい労働環境下におかれ、必ずしも効果的に行われているとは言えなかった「実地練習」を廃止し、理容・美容実習について、養成施設で行うことを基本とした。  
※ 養成施設の判断で、年間60時間内、理容所・美容所での実務実習を行うことは可能。

### 法改正前

- 理容師・美容師免許は、都道府県知事免許
- 学科試験の受験資格
  - ・中学校卒業以上
  - ・理容師・美容師養成施設において、定められた期間以上理容師・美容師になるために必要な学科を修めること。  
（昼間1年、夜間1年4月、通信2年）
- 実地練習を実施（1年以上）
- 実地試験の受験資格
  - ・学科試験に合格していること。
  - ・理容師・美容師養成施設卒業後1年以上の実地練習を経ていること。



### 法改正後(現行)

- 理容師・美容師免許は、厚生大臣（現厚生労働大臣）免許
- 理容師・美容師試験受験資格
  - ・高等学校卒業以上  
(筆記及び実技)
  - ・理容師・美容師養成施設において、定められた期間以上理容師・美容師になるために必要な知識及び技能を取得する。  
（昼間2年、夜間2年、通信3年）
- 実地練習を廃止

## 過去の見直しの経緯②

高度化かつ多様化する顧客ニーズに応えられる人材を育成することを目的として、これまでに累次（平成20年、平成29年など）にわたり見直しを実施。

### （1）平成20年制度改正

- 理容実習・美容実習の見直しを実施
  - ・養成施設内で行うモデルを使用した実習について、「入所後概ね6ヶ月を経過してから」の制限を撤廃
  - ・理・美容所で行う実務実習について、1日当たり2時間（必要に応じて4時間）以内の制限を撤廃
- 教科課程の見直しの実施
  - ・理容業・美容業に関連の深い内容を中心とした構成となるよう教科課目の教育内容を見直し

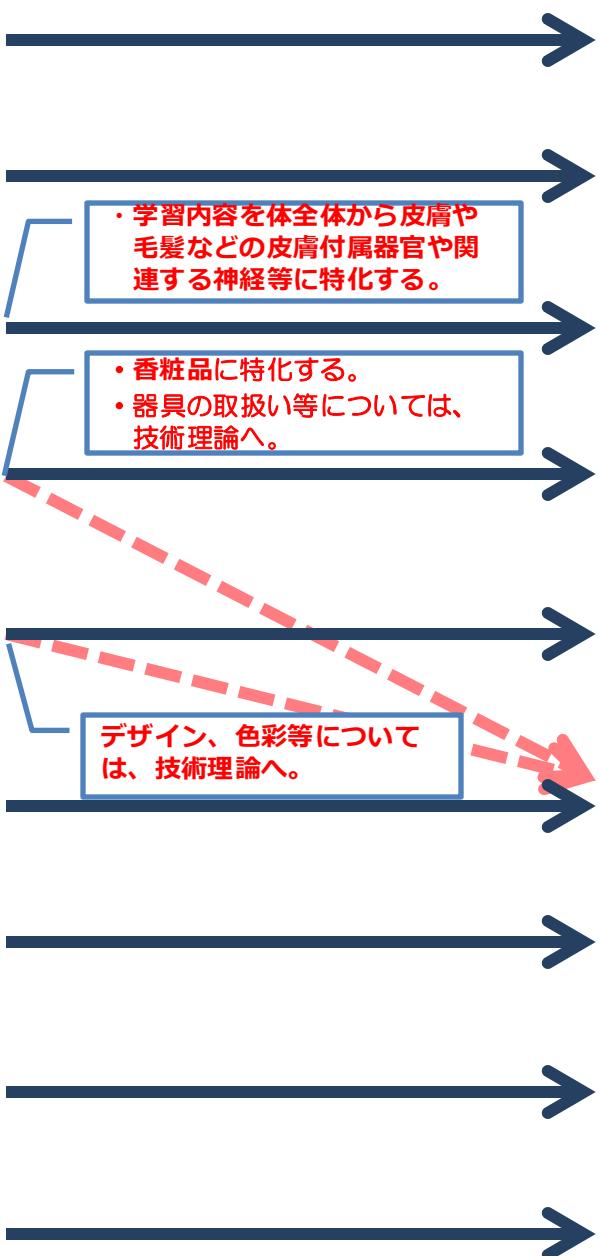
### （2）平成29年制度改正

- 教科課程の見直しを実施
  - ・理容業・美容業に特化した内容となるよう教科課目の教育内容、単位数を見直し
  - ・同時授業を行うことができる教科課目（文化論及び運営管理）を追加
- 理容師又は美容師が他方の資格を取得（ダブルライセンス）をしやすくする対応を実施
  - ・理容師養成施設に「美容修得者課程」、美容師養成施設に「理容修得者課程」を創設  
(昼間・夜間：2年→1年／通信：3年→1.5年)
  - ・理容師又は美容師のいずれか一方の資格を持った者が他方の資格を取得しようとする場合、筆記試験（技術理論を除く）を免除

# 平成29年制度改正 教科課目の見直し（概要図）

( 改 正 前 )

必修 課 目	関 係 法 規 ・ 制 度
	衛 生 管 理
	理 美 容 容 保 保 健 健
	理 美 容 容 の の 物 物 理 理 化 学 化 学
	理 美 容 容 文 文 化 化 论 论
	理 美 容 容 技 技 術 術 理 理 论 论
	理 美 容 容 運 運 営 営 管 管 理 理
	理 美 容 容 実 実 實 實 習 習



( 改 正 後 )

選 択 必 修 課 目
選 択 課 目

# 平成29年制度改正 教科課目の見直し（単位数等）

	変更前の単位数 (時間数)	変更後の単位数 (時間数)	変更内容
関係法規・制度	1以上（30以上）	1以上（30以上）	・ <u>理美容業務に特化した内容に重点化。</u>
衛生管理	3以上（90以上）	3以上（90以上）	・ <u>理美容業務に特化した内容に重点化。</u>
保健	4以上（120以上）	<b>3</b> 以上（90以上）	・学習内容を <u>体全体から皮膚や毛髪などの皮膚付属器官や関連する神経等に特化した内容とする。</u>
香粧品化学	3以上（90以上）	<b>2</b> 以上（60以上）	・ <u>香粧品に特化した内容とする。</u> ・器具の取扱い等については、技術理論へ移行。
文化論	3以上（90以上）	<b>2</b> 以上（60以上）	・デザイン、色彩等については、技術理論へ移行。
運営管理	2以上（60以上）	<b>1</b> 以上（30以上）	・ <u>理美容業務に特化した内容に重点化。</u>
理容（美容）技術理論	4以上（120以上）	<b>5</b> 以上（150以上）	・器具の取扱い、デザイン、色彩等を追加。
理容（美容）実習	27以上（810以上）	<b>30</b> 以上（900以上）	・ <u>実習内容を充実。</u>
小計	47以上(1,410以上)	47以上(1,410以上)	
選択課目	20以上（600以上）	20以上（600以上）	・一般教育は <u>接客等の重点化</u> を図る。 ・専門教育は <u>技術・実践を重視した内容</u> とする。
合計	67以上(2,010以上)	67以上(2,010以上)	

# 昼間課程・夜間課程の履修単位数及び時間数について

- 理容師養成施設指定規則（平成10年厚生省令第5号）及び美容師養成施設指定規則（平成10年厚生省令第8号）において、養成施設において履修する教科課目及び単位数を規定。

## 昼間課程及び夜間課程

(通常課程) 2年以上

課　　目	単　　位　　数	時　　間　　数
必修課目	関係法規・制度	1 単位以上 30時間以上
	衛生管理	3 単位以上 90時間以上
	保健	3 単位以上 90時間以上
	香粧品化学	2 単位以上 60時間以上
	文化論	2 単位以上 60時間以上
	理容（美容）技術理論	5 単位以上 150時間以上
	運営管理	1 単位以上 30時間以上
	理容（美容）実習	30単位以上 900時間以上
	小計 (A)	47単位以上 1,410時間以上
	選択課目 (B)	20単位以上 600時間以上
合計 (A+B)		67単位以上 2,010時間以上

(修得者課程) 1年以上

課　　目	単　　位　　数	時　　間　　数
必修課目	—	—
	—	—
	—	—
	—	—
	—	—
	理容（美容）技術理論	4 単位以上 120時間以上
	—	—
	理容（美容）実習	23単位以上 690時間以上
	小計 (A)	27単位以上 810時間以上
	選択課目 (B)	7 単位以上 210時間以上
合計 (A+B)		34単位以上 1,020時間以上

※ 単位の計算方法は、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果等を考慮して、30時間から45時間までの範囲で理容師養成施設が定める授業時間をもって1単位とする。

※ 理容実習（美容実習）について、生徒の技術習熟状況に応じて、管理理容師（管理美容師）を配置する理容所（美容所）において、年間60時間を超えない範囲で実務実習の実施が可能。

# 通信課程の添削指導回数及び履修単位数について

- 通信課程における授業は、通信授業（教材を送付又は指定し、主としてこれにより学習させる授業）、面接授業（養成施設における講義、演習、実験又は実技による授業）の併用により実施。
- このうち、面接授業の単位については、「理容師養成施設の通信課程における授業方法等の基準」（平成20年厚生労働省告示第42号）及び「美容師養成施設の通信課程における授業方法等の基準」（平成20年厚生労働省告示第47号）（以下、基準告示という。）により設定。
- 基準告示において、面接授業については、120単位以上（600時間以上）の履修が必要とされているが、理容所（美容所）に常勤で補助的な作業に従事している者である生徒については、60単位以上（300時間以上）の履修で足りるとする特例を規定している。

(通常課程) 3年以上

課　　目	通信授業 (添削指導回数)	単位数 (常勤従事者である 生徒以外の生徒)	単位数 (常勤従事者である生徒)
必修課目	関係法規・制度	3回以上	2単位以上（10時間以上）
	衛生管理	4回以上	6単位以上（30時間以上）
	保健	3回以上	5単位以上（25時間以上）
	香粧品化学	2回以上	6単位以上（30時間以上）
	文化論	2回以上	2単位以上（10時間以上）
	理容（美容） 技術理論	8回以上	5単位以上（25時間以上）
	運営管理	3回以上	2単位以上（10時間以上）
	理容（美容） 実習	6回以上	90単位以上（450時間以上）
小計	31回以上	118単位以上（590時間以上）	59単位以上（295時間以上）
選択課目	進度に応じた回数	2単位以上（10時間以上）	1単位以上（5時間以上）
合計	31回以上	120単位以上（600時間以上）	60単位以上（300時間以上）

(修得者課程) 1.5年以上

課　　目	通信授業 (添削指導回数)	単位数
必修課目	-	-
	-	-
	-	-
	-	-
	-	-
	-	-
	理容（美容） 技術理論	8回以上 2単位以上（10時間以上）
	-	-
理容（美容） 実習	6回以上	45単位以上（225時間以上）
小計	14回以上	47単位以上（235時間以上）
選択課目	進度に応じた回数	1単位以上（5時間以上）
合計	14回以上	48単位以上（240時間以上）

※ 単位数の計算方法は、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果等を考慮して、5時間以上を基準として理容師・美容師養成施設が定める授業時間をもって1単位とする。

※ 理容実習（美容実習）について、生徒の技術習熟状況に応じて、管理理容師（管理美容師）を配置する理容所（美容所）において、年間60時間（通信課程の生徒のうち理容所（美容所）に常勤で従事している者である生徒に対しては20時間）を超えない範囲で実務実習の実施が可能。

※ 面接授業の単位の特例の取扱いについては、「理容師養成施設の通信課程における授業方法等の基準の運用について」（平成27年3月31日健発0331第1015号厚生労働省健康局長通知。平成29年7月10日一部改正）等において、平成39年度（令和9年度）までに一般の生徒と同基準に見直すとしている。

# 必修課目の教科課目について

○「理容師養成施設の教科課程の基準の運用について」（平成27年3月31日健発第0331第17号厚生労働省健康局長通知。平成29年3月31日一部改正）の別紙「理容師養成施設の教科課程の基準の運用」等において、必修課目の教科課目を規定。

	教科課目	理容師養成施設の教科課程の基準の運用について (通知別添) 理容師養成施設における教科課目の内容の基準	美容師養成施設の教科課程の基準の運用について (通知別添) 美容師養成施設における教科課目の内容の基準
必修 課目	関係法規・制度	ア 衛生行政 イ 理容師法 ウ その他の関係法規	ア 衛生行政 イ 美容師法 ウ その他の関係法規
	衛生管理	ア 公衆衛生概説 イ 感染症 ウ 環境衛生 エ 衛生管理技術	ア 公衆衛生概説 イ 感染症 ウ 環境衛生 エ 衛生管理技術
	保健	ア 人体の構造及び機能 イ 皮膚及び皮膚付属器官の構造及び機能 ウ 皮膚及び皮膚付属器官の保健衛生 エ 皮膚及び皮膚付属器官の疾患	ア 人体の構造及び機能 イ 皮膚及び皮膚付属器官の構造及び機能 ウ 皮膚及び皮膚付属器官の保健衛生 エ 皮膚及び皮膚付属器官の疾患
	香粧品化学	ア 香粧品の化学	ア 香粧品の化学
	文化論	ア 理容文化史 イ 服飾	ア 美容文化史 イ 服飾
	理容技術理論 美容技術理論	ア 理容で使用する器具 イ 基礎技術 ウ 頭部、顔部及び頸部技術 エ 特殊技術  オ 理容デザイン	ア 美容で使用する器具 イ 基礎技術 ウ 頭部、顔部及び頸部技術 エ 特殊技術 オ 和装技術 カ 美容デザイン
	運営管理	ア 経営管理 イ 労務管理 ウ 接客	ア 経営管理 イ 労務管理 ウ 接客
	理容実習 美容実習	ア 器具の取扱実習 イ 基礎技術実習 ウ 頭部、顔部及び頸部技術実習 エ 特殊技術実習  オ 総合実習	ア 器具の取扱実習 イ 基礎技術実習 ウ 頭部、顔部及び頸部技術実習 エ 特殊技術実習 オ 和装技術実習 カ 総合実習
	理容実習・美容実習の詳細な内容は 次ページ参照		

# 必修課目の教科課目について ～ 理容実習・美容実習の内容について～

理容実習	美容実習
<p><b>ア 器具の取扱実習</b>            (ア) 理容器具の操作方法、消毒方法、手入れ方法を確実に身に付けさせること。            (イ) 用途に適した理容器具の選択方法について、理解させ、実践する能力を身に付けさせること。</p> <p><b>イ 基礎技術実習</b>            (ア) 理容技術を行う場合の位置、姿勢など理容技術を行う場合に必要な基本動作を身に付けさせること。            (イ) 施設の清掃、消毒など理容所の衛生管理のために必要な措置を確実に身に付けさせる。特に、器具の消毒については、その重要性を十分に認識させるとともに、適正な方法で実施することを習慣付けさせることが必要であること。</p>	<p><b>ア 器具の取扱実習</b>            (ア) 美容器具の操作方法、消毒方法、手入れ方法を確実に身に付けさせること。            (イ) 用途に適した美容器具の選択方法について、理解させ、実践する能力を身に付けさせること。</p> <p><b>イ 基礎技術実習</b>            (ア) 美容技術を行う場合の位置、姿勢など美容技術を行う場合に必要な基本動作を身に付けさせること。            (イ) 施設の清掃、消毒など美容所の衛生管理のために必要な措置を確実に身に付けさせる。特に、器具の消毒については、その重要性を十分に認識させるとともに、適正な方法で実施することを習慣付けさせることが必要であること。</p>
<p><b>ウ 頭部、顔部及び頸部技術実習</b>            (ア) ヘアカッティング、シャンプー技術、頭部処置技術、ヘアアイロン技術、パーマネントウェービング、ヘアカラーリングなどの基本的な頭部技術を確実に身に付けさせること。            (イ) シェービング、その他の顔面処理技術など基本的な顔部及び頸部技術を確実に身に付けさせること。            (ウ) この際、使用する器具は毎回必ず消毒することを身に付けさせること。</p> <p><b>エ 特殊技術実習</b>            エステティック技術、ネイル技術など理容の特殊技術を身に付けさせること。</p>	<p><b>ウ 頭部、顔部及び頸部技術実習</b>            (ア) スキヤルプトリートメント、ヘアトリートメント、ヘアシャンプー・ヘアリーンス技術、ヘアカッティング、パーマネントウェービング、ヘアセッティング、ヘアカラーリングなどの基本的な頭部技術を確実に身に付けさせること。            (イ) メイクアップ、まつ毛エクステンションなど、その他基本的な顔部及び頸部技術を確実に身に付けさせること。            (ウ) この際、使用する器具は毎回必ず消毒することを身に付けさせること。</p> <p><b>エ 特殊技術実習</b>            エステティック技術、ネイル技術など美容の特殊技術を身に付けさせること。</p> <p><b>オ 和装技術実習</b>            日本髪の結髪技術、かつらのあわせ方、かぶせ方、着付け技術を身に付けさせること。</p> <p><b>カ 総合実習</b>            頭部、顔部及び頸部技術、特殊技術を適当に組み合わせて調和のとれた理容技術を完成させるため、総合的な技術を身に付けさせること。</p>
	<p><b>カ 総合実習</b>            頭部、顔部及び頸部技術、特殊技術を適当に組み合わせて調和のとれた美容技術を完成させるため、総合的な技術を身に付けさせること。</p>

# 選択課目の教科課目について

- 「理容師養成施設の教科課程の基準の運用について」（平成27年3月31日健発第0331第17号厚生労働省健康局長通知。平成29年3月31日一部改正）の別紙「理容師養成施設の教科課程の基準の運用」等において、選択課目の教科課目を例示し、課目例を参考に、一般教養と専門教育のバランスに配慮しつつ、養成施設において独自に設定。

	教科課目	理容師養成施設の教科課程の基準の運用について (通知別添) 理容師養成施設における教科課目の内容の基準	美容師養成施設の教科課程の基準の運用について (通知別添) 美容師養成施設における教科課目の内容の基準
選 択 課 目	一般教養課目群	ア 日本語 イ 外国語 ウ 保健体育 工 情報技術 オ 社会福祉 カ 芸術 キ 日本文化	ア 日本語 イ 外国語 ウ 保健体育 工 情報技術 オ 社会福祉 カ 芸術 キ 日本文化
	専門教育課目群	ア エステティック技術 イ 理容カウンセリング ウ 食品保健・栄養理論 工 理容モード理論  オ 理容総合技術	ア エステティック技術 イ 美容カウンセリング ウ 食品保健・栄養理論 エ メイクアップ オ まつ毛エクステンション カ 美容モード理論 キ 美容総合技術

## （参考）選択課目の単位数の設定

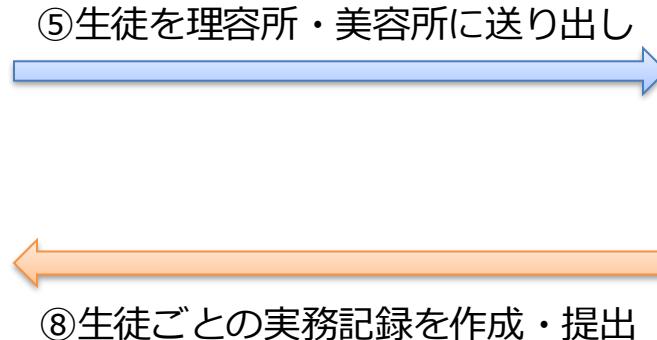
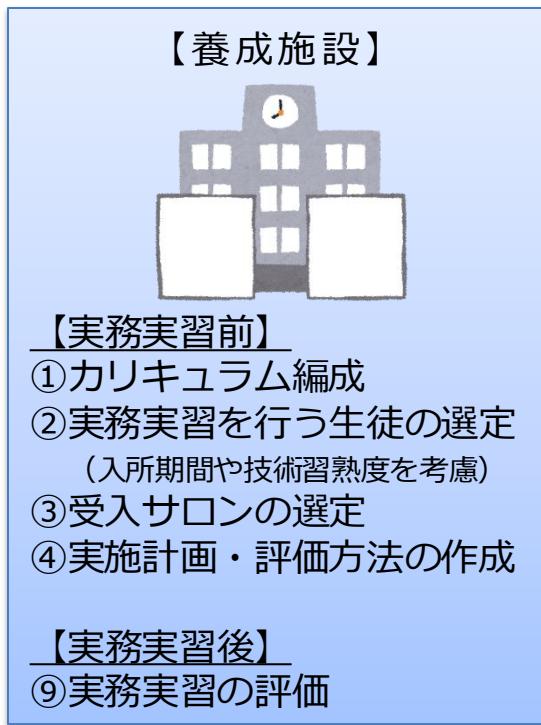
- 「理容師養成施設の教科課程の基準」（平成20年2月29日厚生労働省告示第45号）及び「美容師養成施設の教科課程の基準」（平成20年2月29日厚生労働省告示第50号）において、選択課目の単位数は以下のとおり規定。

- ・ 一般教養に係る教科課目の単位数は、一課目につき一単位以上、専門教育に係る教科課目の単位数は、一課目につき二単位以上とし、選択課目の総単位数は、二十単位以上とする(修得者課程の選択課目の総単位数は、七単位以上とする。)。
- ・ 通信課程については、通信課程の授業方法等の基準の定めるところによるものとする。

# 理容実習・美容実習における実務実習の取扱いについて

- 実習は養成施設内で実施することを原則としつつ、生徒の技術習熟度に応じ、養成施設が作成した実施計画に基づく教育課程の一環として、管理理（美）容師を配置する理（美）容所において、従事する理（美）容師の指導監督の下、年間60時間を超えない範囲で、理（美）容行為及びその附隨する作業（実務実習）を行うことが可能。
- 養成施設は、実務実習を適正かつ効果的に実施するため、あらかじめ実施計画と評価方法を作成。
- 指導に当たる理（美）容師は、生徒ごとに作成した実務記録を養成施設に提出し、養成施設が実務実習の評価を実施。

## 実務実習の標準的な流れ



### （実務実習の留意点）

- ・1日当たりの時間数は、実務実習の実施計画、他の授業計画との調整及び受入先の営業状況等を勘案し、適切な時間数を設定。
- ・実務実習を受ける生徒は、実務実習生であること及び氏名を記載した標識の着用が必要。
- ・1人の理容師・美容師が同時に指導できる生徒の数は2人以下。

# 現行の実務実習制度について

- 「理容師養成施設の教科課程の基準の運用について」（平成27年3月31日健発第0331第17号厚生労働省健康局長通知。平成29年3月31日一部改正）の別紙「理容師養成施設の教科課程の基準の運用」等において、実務実習のあり方を規定。

## （抜粋）理容師養成施設の教科課程の基準の運用 ※美容師養成施設においても同様の規定

別添 理容師養成施設における教科課目の内容の基準

### 第1 必修課目

#### 8 理容実習 (3) 学習指導上の留意事項

- ウ いたずらに新しい技術を追求することなく、基本的な技術を確実に習得させるように指導すること。  
エ 常に理容技術理論の学習状況に配意しつつ、理論と実習との相互の連携を図って、理容師としての専門技術を効果的に習得させるように努めるこ  
と。

カ 実習は理容師養成施設内で実施することを原則とするが、生徒の技術習熟状況に応じ、当該養成施設が作成した実施計画に基づく教育課程の一環として、管理理容師を配置する理容所において、当該理容所に従事する理容師の適切な指導監督の下、理容行為及びその附隨する作業（以下「実務実習」という。）を行うことが望ましいこと。

キ **理容師養成施設は、実務実習を適正かつ効果的に実施するため、あらかじめ実施計画と評価方法を作成しなければならないこと。**

ク 実施計画の作成に当たっては、生徒が基本的な理容技術に習熟し、状況に応じて応用できる基礎的能力を身に付けさせることを目標に、段階的に技術の習得ができるように配慮すること。

ケ 実務実習の開始時期は、入所後おおむね6ヶ月を経過してからとすること。

コ 実務実習を行う場合は、**年間60時間**（通信課程の生徒のうち理容所に常勤で従事している者である生徒に対しては20時間）を超えないこと。

なお、1日当たりの時間数については、実務実習の実施計画、他の授業計画との調整及び受け入れ理容所の営業状況等を勘案して、適切な時間数とすること。

サ 実務実習を行う場合、理容師養成施設は、次の要件に適合する理容所に生徒の受け入れを依頼しなければならないこと。

- (ア) 管理理容師の資格を有し、かつ、適切な指導監督のできる理容師がいること。  
(イ) 当該理容所で受け入れる生徒数に応じた設備を有すること。  
(ウ) 当該理容所の経営方法が適切かつ確実なものであること。

シ 実務実習の指導は、理容師養成施設が作成した実施計画に基づいて、当該理容所において十分な実務経験を有し、適切に指導監督できる理容師が行うこと。

ス **実務実習を受ける生徒は、理容師の資格を取得しておらず、独立して業務を行うことができない**ことから、**指導にあたる理容師の十分な監督の下で実習を行わせなければならないこと。**

セ 1人の理容師が同時に指導できる生徒の数は2人以下とすること。

ソ 実務実習を受ける生徒は、実務実習生であること及び氏名を記載した標識を着用しなければならないこと。

タ 指導にあたった理容師は、生徒ごとに作成した実務記録を理容師養成施設に提出し、これに基づいて当該養成施設が実務実習の評価を行うこと。

# 現行の校外実習制度について

- 「理容師養成施設の教科課程の基準の運用について」（平成27年3月31日健発第0331第17号厚生労働省健康局長通知。平成29年3月31日一部改正）の別紙「理容師養成施設の教科課程の基準の運用」等において、校外実習のあり方を規定。

## （抜粋）理容師養成施設の教科課程の基準の運用 ※美容師養成施設においても同様の規定

### 1 教科課程の編成

#### (2) 選択課目

ア 理容師養成施設においては、必修の教科課目として、必修課目以外に適当な選択課目を設定すること。

イ 選択課目の内容は、日本語、芸術、エステティック技術、理容カウンセリングなど、幅広い教養を身に付けることによって、人間性豊かな人格の形成を目指すとともに、保健衛生に携わる専門的技術者としての自覚をかん養するものでなければならないこと。

ウ 選択課目については、「(別添)理容師養成施設における教科課程の内容の基準」第2に示す一般教養課目群及び専門教育課目群の実施方針にのっとり、課目の例を参考に、一般教養と専門教育のバランスに配意しつつ、各理容師養成施設において独自に設定すること。

エ 選択課目、校外実習などの実施に当たっては、生徒の負担加重とならないように、時間数、実施時期、実施回数及び実施方法を考慮しなければならないこと。この場合、これらの実施によって、必修課目の単位数又は授業時間数が所定の単位数又は授業時間数を下回ることのないように留意すること。

オ 理容師養成施設においては、選択課目の各教科課目について、「指定規則」別表第1、第1の2及び「教科課程の基準」に基づき、その内容等に応じて適切に行うこと。ただし、通信課程を設ける理容師養成施設においては、「通信課程における授業方法等の基準」と「通信課程における授業方法等の基準の運用」に従い、適切に行うこと。

カ 授業の1単位時間は50分を標準とし、教科課程の特質等に応じて、授業の実施形態を工夫することができること。ただし、実習を伴う教科課程の授業時間については、原則として、1回当たり2単位時間を配当すること。

### 3 学習指導上の留意事項

(1) 理容師養成施設においては、必修課目、選択課目、校外実習などについて、相互の連携を図り、全体として調和がとれ、発展的、系統的に指導できるように努めなければならないこと。このため、理容師養成施設においては、必ず、学期又は月ごとに総合的教育計画を作成し、具体的な指導の目標を明確にするとともに、実際に指導する事項を選定配列しなければならないこと。

### 別添 理容師養成施設における教科課程の内容の基準

#### 第2 選択課目

##### 2 専門教養課目群 (3) 学習指導上の留意事項

イ 生徒の学習段階に応じて、高度な技術の習得に努め、可能であれば、最先端の技術に触れる機会を与えることが望ましいこと。

オ 校外実習を実施する理容師養成施設は、第1の8の(3)に定める実務実習を実施するまでの留意事項に準じて、適正に実施しなければならないこと。

この場合において、教科課程の区分ごとに理容師養成施設が定める単位数又は授業時間数の5分の1を超えない範囲で行うものとすること。

※第3回専門委員会資料から、養成施設の推移を修正

## 1. 制度概要

### ■ 原則的な取扱い

- 理容師法・美容師法等の関係法令に基づき、理容師養成施設と美容師養成施設では、それぞれ必要な施設、教室、教員等を確保した上で、別々に授業を行うこととされている。

### ■ 同時授業の特例の創設（平成22年1月～）

- 理容師・美容師試験の受験者数の減少や理容師養成施設の休止・廃止などの社会情勢の変化等を踏まえ、理容師養成施設の運営の安定化の観点から、設立者を同じくする理容師養成施設及び美容師養成施設のそれぞれの生徒に対し、両施設を兼任する教員が同時に授業を行うことを可能とした。（※施行日から5年後を目途に検証を行い、必要に応じて見直しを実施）

（実施要件）理容師養成施設の前年及び前々年の入所者数が、いずれも15人未満である場合

（教科課目）①関係法規・制度、②衛生管理、③理容（美容）保健、④理容（美容）の物理・化学、⑤選択必修課目

### ■ 実施要件の緩和（平成28年5月～）

- 理容師養成施設の運営の安定化の観点から、同時授業の実施要件を緩和。

（実施要件）理容師養成施設の入所者の数が前年又は前々年のいずれか一方の年において、15人未満であり、かつ、他方の年において20人未満である場合

### ■ 教科課目の追加（平成30年4月～）

- 平成29年制度改革による教科課目の見直しに併せて、同時授業を行うことができる教科課目（文化論、運営管理）を追加。

（教科課目）①関係法規・制度、②衛生管理、③保健、④香粧品化学、⑤文化論、⑥運営管理、⑦選択課目

	特例制度創設（平成22年1月～）	実施要件の緩和（平成28年5月～）	教科課目の追加（平成30年4月～）
実施要件	前年及び前々年の入所者数が、いずれも15人未満の場合であること	入所者の数が前年又は前々年のいずれか一方の年において15人未満であり、かつ、他方の年において20人未満であること	
教科課目	①関係法規・制度、②衛生管理、③理容（美容）保健、④理容（美容）の物理・化学、⑤選択必修課目		①関係法規・制度、②衛生管理、③保健、④香粧品化学、⑤文化論、⑥運営管理、⑦選択課目

(参考) 養成施設の推移

	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
理容単独校	32	32	29	27	26	23	23	23	22
美容単独校	189	187	185	185	188	185	185	189	186
併設校	74	78	77	80	79	80	79	79	78

※生活衛生課調べ。

※ろう学校、矯正施設を含む。

# 理容業・美容業の振興指針について

## 振興指針について

- 生活衛生関係営業の振興を計画的に推進して、公衆衛生の向上及び増進を図り、あわせて利用者又は消費者の利益に資することを目的に、「生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律」に基づき、厚生労働大臣は、業種を指定（※）して、当該業種に係る営業の振興に必要な事項に関する指針を定めることとされている。
- 指針は、営業者、消費者及び学識有識者からなる厚生科学審議会生活衛生適正化分科会における意見を聴取した上で、概ね5年に一度、改正を行っており、理容業及び美容業の振興指針は、令和6年4月1日付けで改正。

※理容業、美容業、クリーニング業、すし商、めん類、旅館業、浴場業、興行場営業、食肉販売業、食鳥肉販売、冰雪販売業、飲食業（一般飲食業、中華料理業、料理業、社交業、喫茶店営業）

## 振興指針の構成

### 第一 ○○業を取り巻く現状

### 第二 前期の振興計画の実施状況

表 振興計画の実施状況についての各組合による自己評価

### 第三 ○○業の振興の目標に関する事項

- 一 営業者の直面する課題と地域社会から期待される役割
- 二 今後5年間における営業の振興の目標
  - 1 衛生問題への対応
  - 2 経営方針の決定と消費者・地域社会への貢献
  - 3 税制及び融資の支援措置
- 三 関係機関に期待される役割
  - 1 組合及び連合会に期待される役割
  - 2 都道府県等、都道府県指導センター及び日本公庫に期待される役割
  - 3 国及び公益財団法人全国生活衛生営業指導センターに期待される役割

### 第四 ○○業の振興の目標を達成するために必要な事項

- 一 営業者の取組
  - 1 衛生水準の向上に関する事項
  - 2 経営課題への対処に関する事項
- 二 営業者に対する支援に関する事項
  - 1 組合及び連合会による営業者の支援
  - 2 行政施策及び政策金融による営業者の支援及び消費者の信頼の向上

### 第五 営業の振興に際し配慮すべき事項

- 一 少子高齢化社会等への対応
- 二 環境の保全及び省エネルギーの強化、リサイクル対策の推進
- 三 地域との共生（地域コミュニティの再生及び強化（商店街の活性化））
- 四 禁煙等に関する対策
- 五 災害への対応と節電行動の徹底
- 六 最低賃金の引上げを踏まえた対応（生産性向上を除く）
- 七 働き方・休み方改革に向けた対応

# 理容業・美容業の振興指針

## 理容業の振興指針(抜粋)

### 第三 理容業の振興の目標に関する事項

#### 一 営業者の直面する課題と地域社会から期待される役割

理容業は、国民の衛生的で快適な生活を確保するサービスとして、国民生活の充実に大いに寄与してきた。こうした重要な役割を理容業が引き続き担い、国民生活の向上に貢献できるよう、経営環境や国民のニーズ、衛生課題に適切に対応しつつ、各々の営業者の経営戦略に基づき、その特性を活かし、事業の安定と活力ある発展を図ることが求められる。

また、新たな髪形の提案や、女性や子ども等の潜在的な需要の拡大のためのキャンペーン、メニューの開発を行うなど、21世紀の理容業の姿を展望し、業界をあげて女性や若者の理容業のイメージ刷新に取り組んでいくことが事業の活性化の観点からも重要となっている。

さらに、高齢者や障害者等のニーズに的確に即応することで、理容業の営業者の地域住民が日常生活を送るために必要なセーフティーネットとしての役割や地域における重要な構成員としての位置付けが強化され、生活者の安心を支える役割を担うことが期待される。

一方で、染毛剤、育毛・スカルプトリートメント、脱毛等の安全性やアレルギー等への影響に対する消費者の関心も高くなっていることから、利用者に対し施術等の説明を十分に行い納得と安心感を提供していくことが求められる。また、公衆衛生の見地から感染症の発生状況も踏まえた対策を行い、衛生管理の徹底を図ることが求められる。

また、理容所の多くは個人や家族経営の零細事業者であり、経営基盤の脆弱さや営業者の高齢化、これに伴う後継者問題等の課題を抱えている。(略)

各営業者は、これらを十分に認識し、利用者の安全衛生の確保、技術及びサービスの向上、消費者に対する情報提供等に積極的に取り組むことにより、理容業に対する消費者の理解と信頼の向上を図ることを目標とすべきである。(略)

## 美容業の振興指針(抜粋)

### 第三 美容業の振興の目標に関する事項

#### 一 営業者の直面する課題と地域社会から期待される役割

美容業は、衛生的で、かつ、容姿を美しくしたいという国民の文化的欲求に応えるサービスを提供することで、国民生活の充実に大いに寄与してきた。こうした重要な役割を美容業が引き続き担い、国民生活の向上に貢献できるよう、経営環境や国民のニーズ、衛生課題に適切に対応しつつ、各々の営業者の経営戦略に基づき、その特性を活かし、事業の安定と活力ある発展を図ることが求められる。

また、国民の「美と健康（ビューティーアンドヘルシー）」に対する需要はますます高まってきており、その需要に応えて質の高いサービスを提供できるよう、業界全体が変わっていくことが必要である。

さらに、高齢者や障害者等のニーズに的確に即応することで、美容業の営業者の地域住民が日常生活を送るために必要なセーフティーネットとしての役割や地域における重要な構成員としての位置付けが強化され、生活者の安心を支える役割を担うことが期待される。

一方で、パーマネントウェーブ用剤、染毛剤、化粧品等の安全性やアレルギー等への影響に対する消費者の関心も高くなっていることから、利用者に対し施術等の説明を十分に行い納得と安心感を提供していくことが求められる。また、公衆衛生の見地から感染症の発生状況を踏まえた対策を行い、衛生管理の徹底を図ることが求められる。

また、まつ毛エクステンションの普及に伴い、こうした新たな技術やサービスへの対応については、美容師の養成段階はもとより、美容師免許取得後も新たな技術への対応のための取組が求められる。

さらに、美容所の多くは個人や家族経営の零細事業者であり、経営基盤の脆弱さや営業者の高齢化、これに伴う後継者問題等の課題を抱えている。(略)

各営業者は、これらを十分に認識し、利用者の安全衛生の確保、技術及びサービスの向上、消費者に対する情報提供等に積極的に取り組むことにより、美容業に対する消費者の理解と信頼の向上を図ることを目標とすべきである。(略)

# 目 次

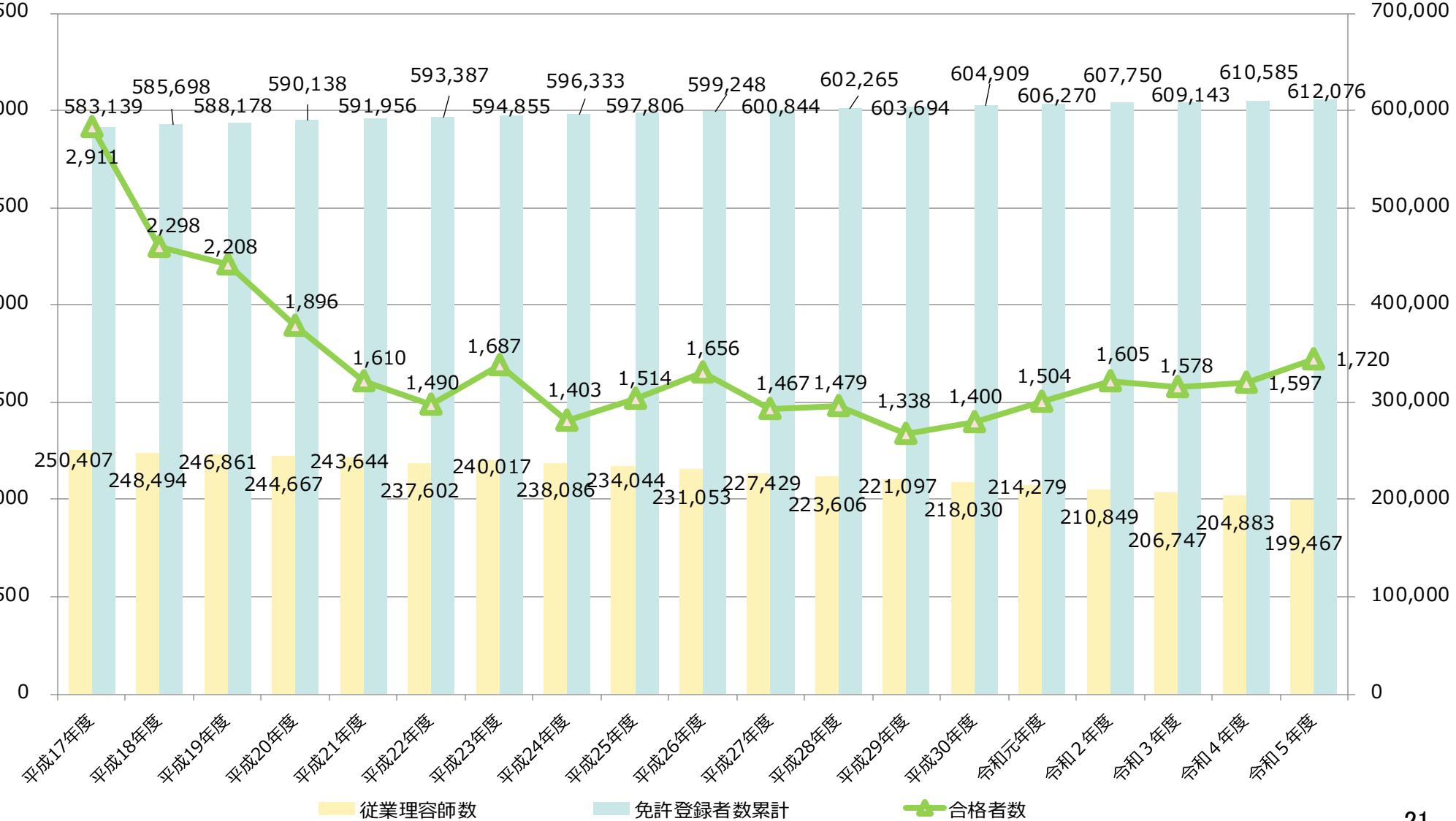
- (1) 理容師制度・美容師制度の概要について
- (2) 理容師・美容師制度を取り巻く現状について
- (3) 理容師・美容師制度の動向について

# 理容師数及び理容師国家試験合格者の推移

出典：衛生行政報告例及び(公財) 理容師美容師  
試験研修センターHP

国家試験合格者数（人）

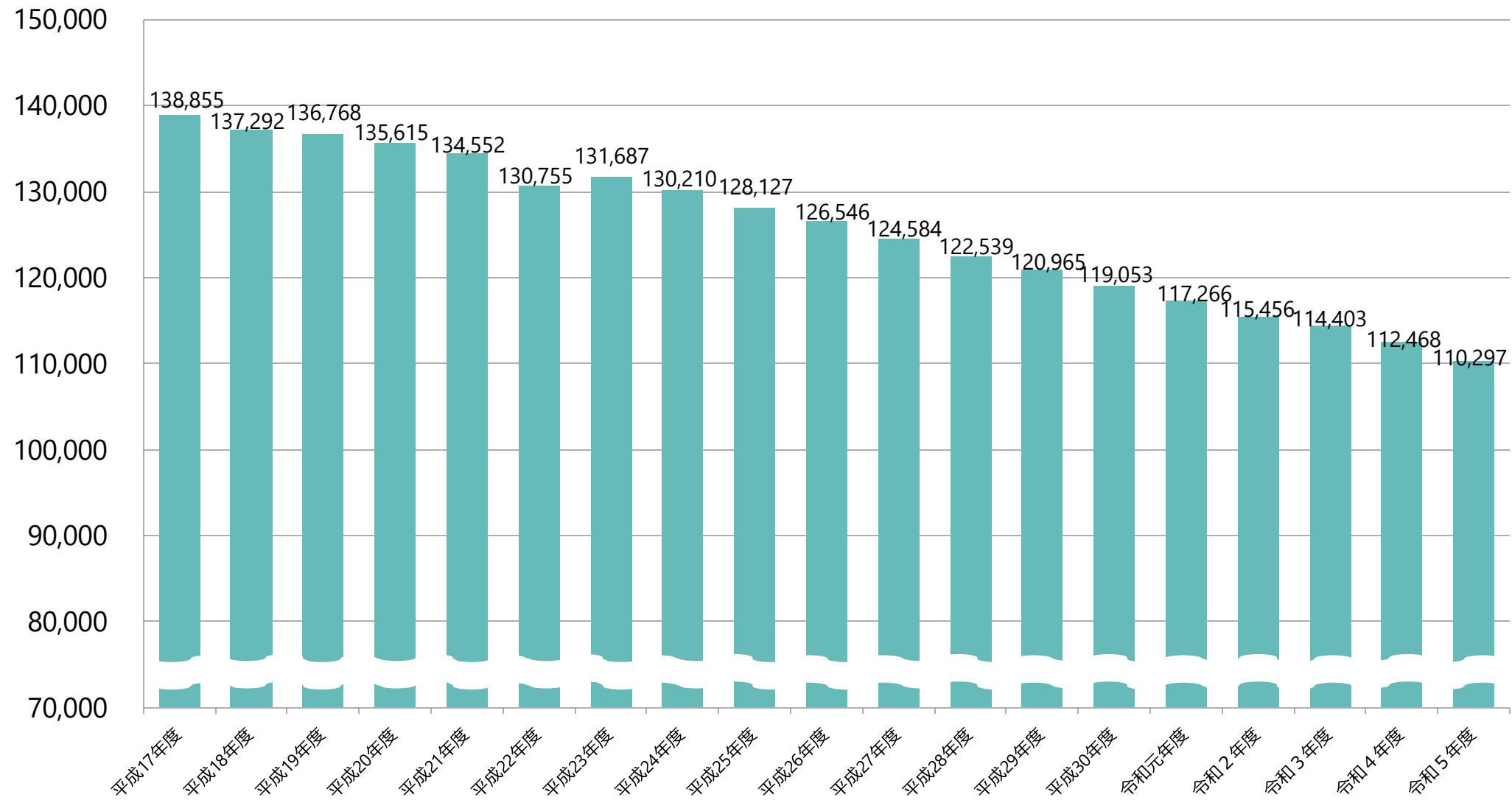
免許登録者数・従業美容師数（人）



# 理容所数の推移

施設数（施設）

出典：衛生行政報告例



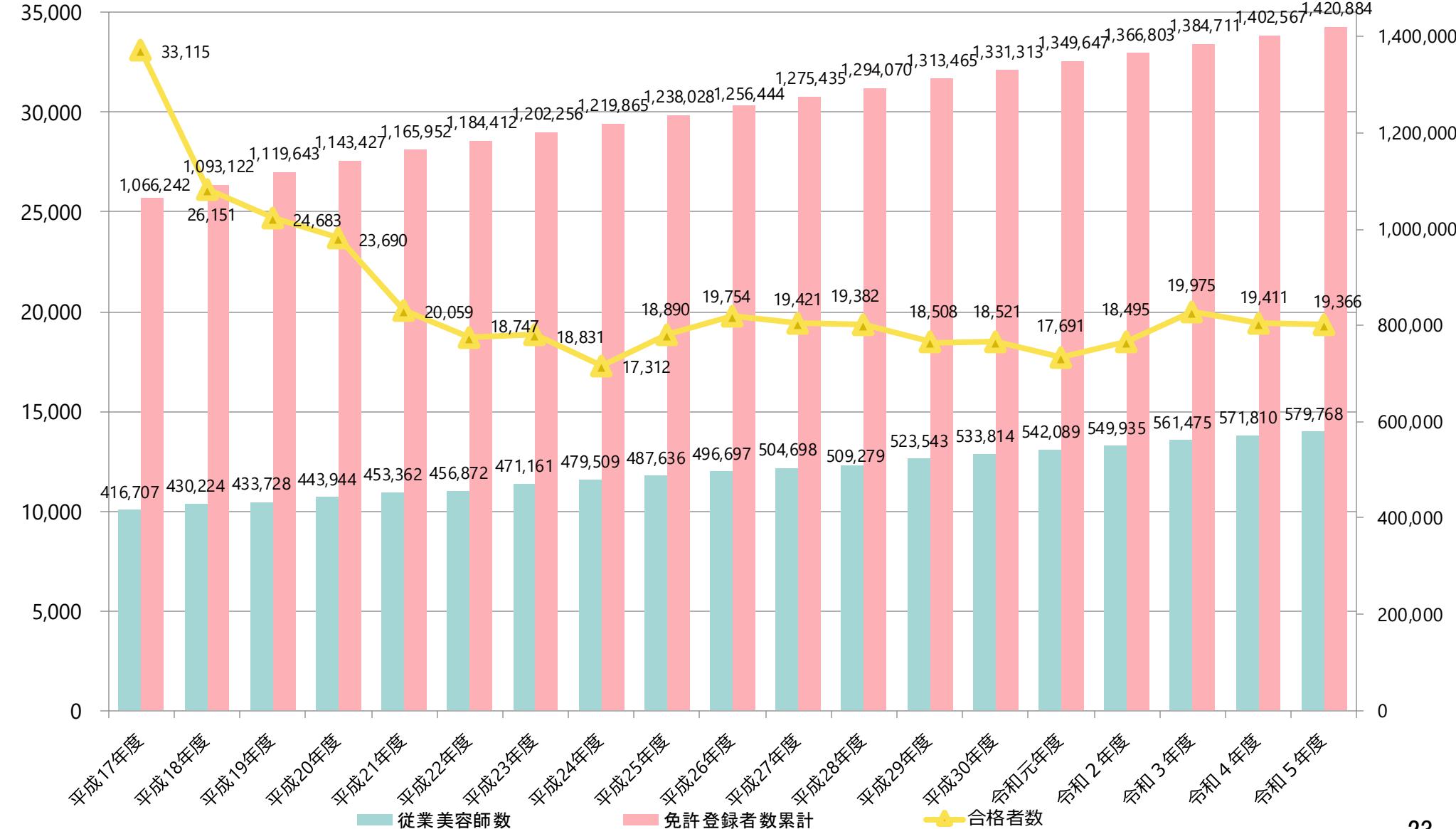
(注) 平成22年度は、東日本大震災の影響により、宮城県のうち仙台市以外の市町村、福島県の相双保健福祉事務所管轄内の市町村が含まれていない。

# 美容師数及び美容師国家試験合格者の推移

出典：衛生行政報告例及び(公財) 理容師美容師  
試験研修センターHP

国家試験合格者数（人）

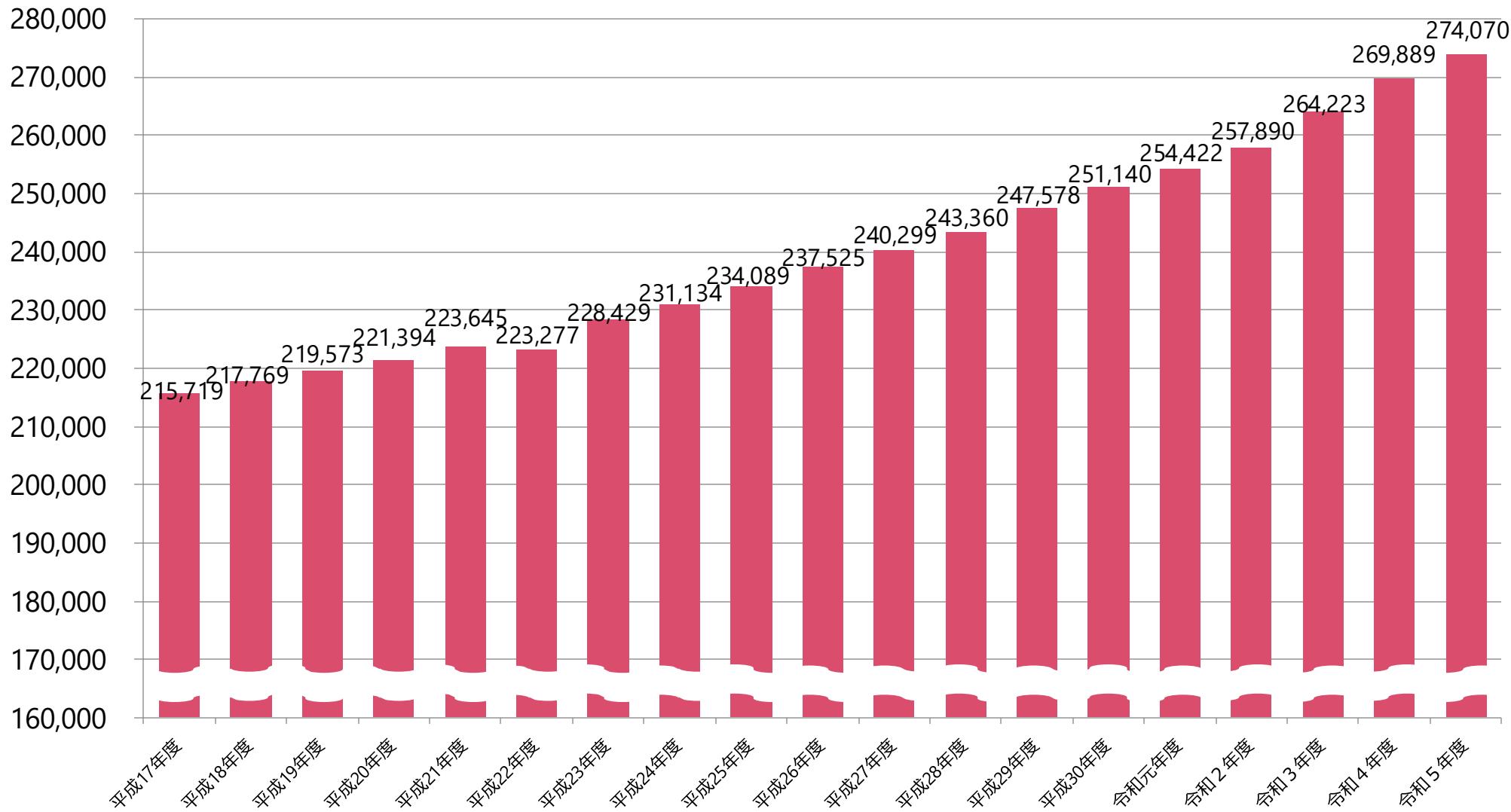
免許登録者数・従業美容師数（人）



# 美容所数の推移

施設数（施設）

出典：衛生行政報告例



(注)平成22年度は、東日本大震災の影響により、宮城県のうち仙台市以外の市町村、福島県の相双保健福祉事務所管轄内の市町村が含まれていない。

# 理容師（美容師）養成施設における修得者課程の設置状況

第2回理容師・美容師専門委員会

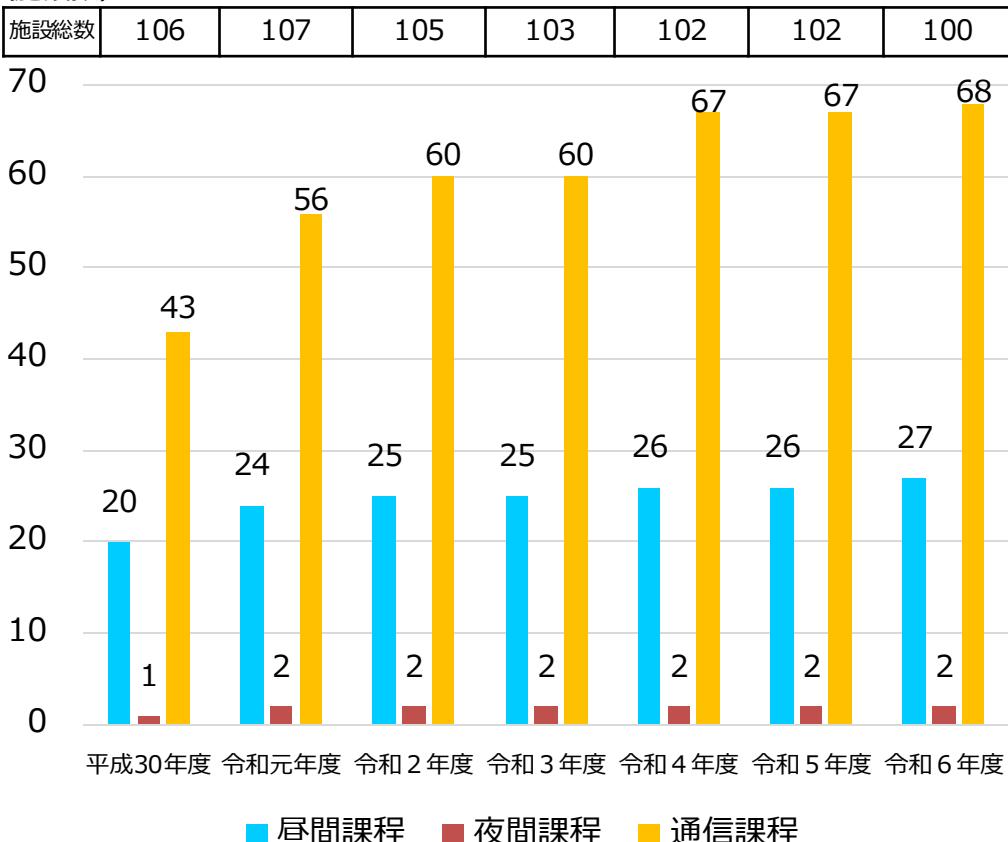
令和6年9月12日

資料1

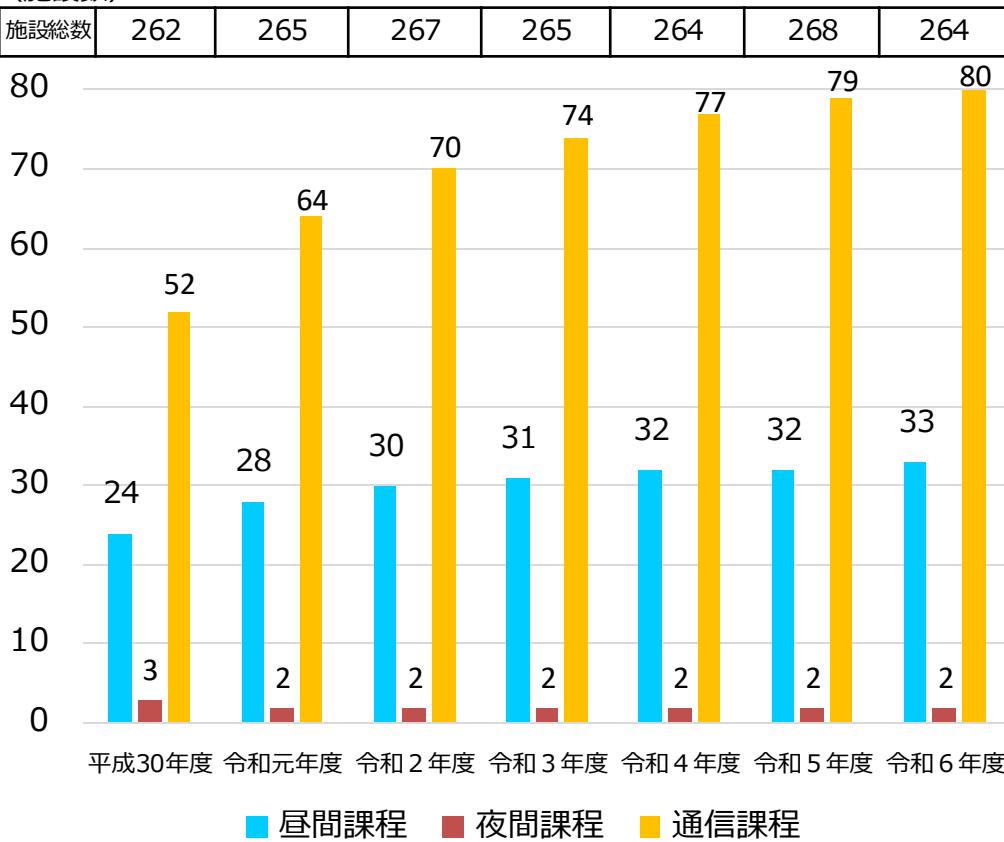
※第2回専門委員会資料から、施設総数を修正

- 平成30年以降、養成施設の昼間課程又は夜間課程に通常の教科課程を設けている場合に限り、理容師養成施設に美容修得者課程を、美容師養成施設に理容修得者課程を設けることが可能。
- 各年度当初（4月1日）時点の理容師養成施設における美容修得者課程、及び美容師養成施設における理容修得者課程の設置状況は以下のとおり。

理容師養成施設における美容修得者課程の設置状況  
(施設数)



美容師養成施設における理容修得者課程の設置状況  
(施設数)



(注) 養成施設の総数は、各年度4月1日時点での養成施設の設置状況。

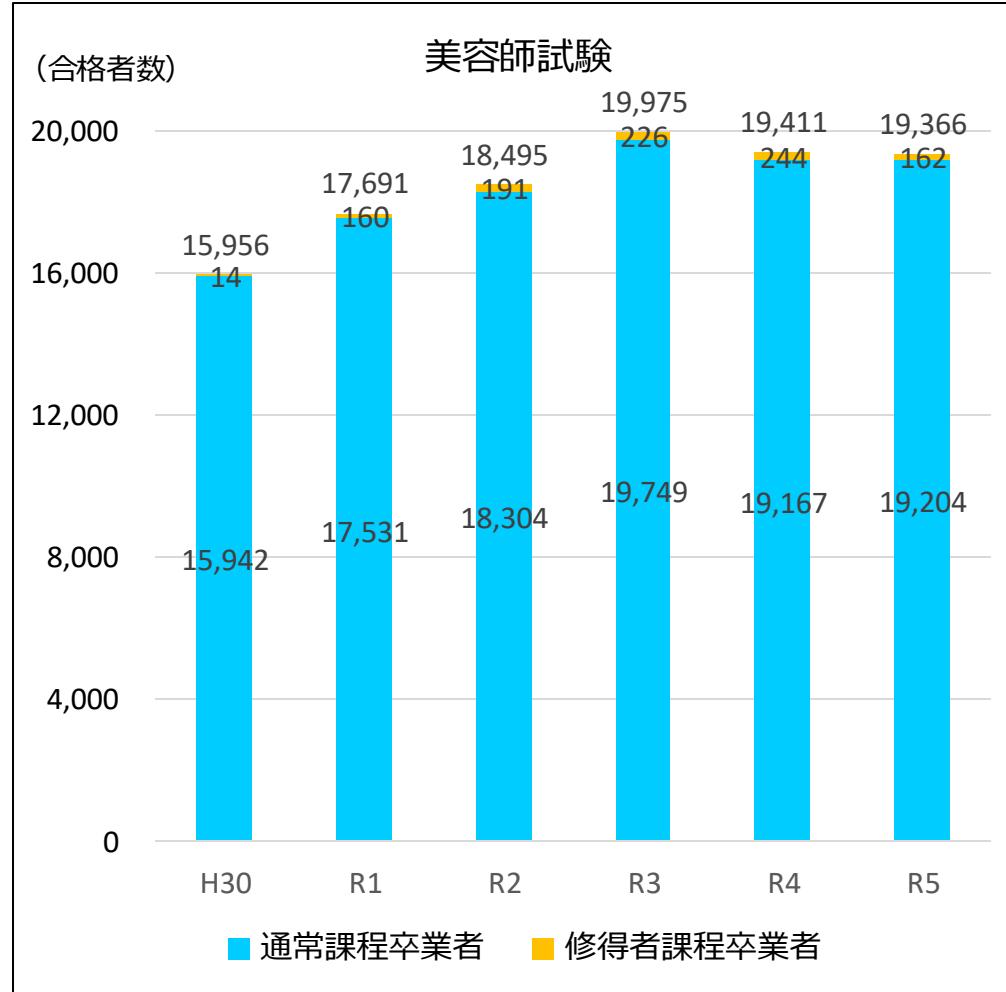
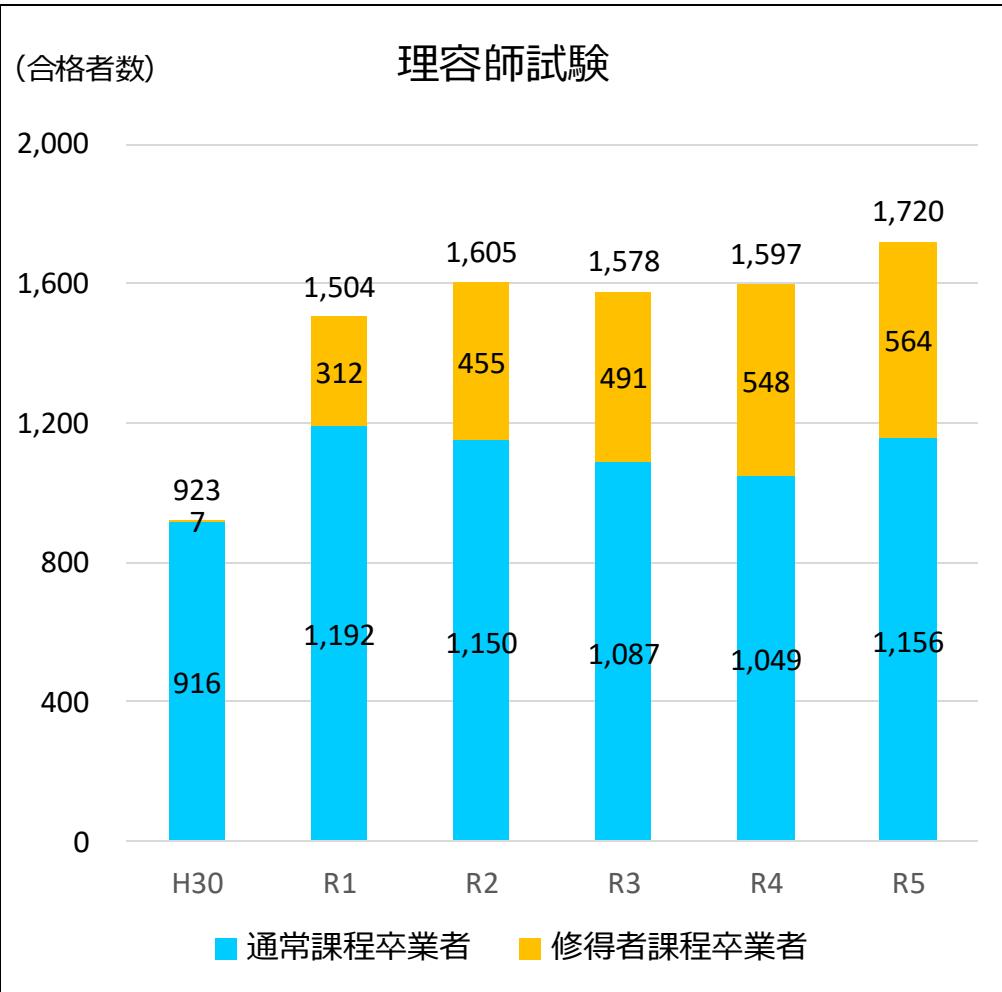
(うう学校、矯正施設を含む。併設校は、理容師養成施設・美容師養成施設それぞれに計上。)

(注) 一つの養成施設が、複数の養成課程（昼間・夜間・通信）で修得者課程を設置している場合がある。

出典：厚生労働省健康・生活衛生局生活衛生課調べ

# 国家試験の合格者数（教科課程別）

- 理容師試験を受験した美容修得者課程の卒業者は年々増加しており、理容師試験合格者の3割程度を占める。
- 美容師試験を受験した理容修得者課程の卒業者は200人前後で推移しており、美容師試験合格者の0.1割程度を占める。  
→美師免許保有者が理容師免許を取得し、ダブルライセンスとなる傾向が非常に高い。



# 理容業・美容業の事業所数・従業者数等

- 令和3年の理容業の1店舗当たりの従業者数は1.94人、事業所の法人比率は7.9%で個人事業主が大半を占める。男女別従業者数の男女比は、男性：女性=56:44となっている。
- 令和3年の美容業の1店舗当たりの従業者数は2.52人、事業所の法人比率は19.8%で個人事業主が大半を占める。男女別従業者数の男女比は、男性：女性=29:71となっている。

## 【理容業・美容業の事業所数】

(事業所数、%)

経営組織	理容業		美容業	
	事業所数	比率	事業所数	比率
総数	87,048		162,431	
個人	80,143	92.1	130,241	80.2
法人	6,898	7.9	32,173	19.8
法人ではない団体	7	0	17	0

## 【理容業の従業者数】

(人、%)

	男性	女性	合計	男性比率	女性比率
総数	94,403	73,919	168,442	56.0	43.9
0	44,693	33,277	77,974	57.3	47.3
1~4	38,671	31,617	70,340	55.0	44.9
5~9	8,471	6,165	14,685	57.7	42.0
10~19	1,689	1,895	3,599	46.9	52.7
20~29	268	305	573	46.8	53.2
30~49	333	340	673	49.5	50.5
50~99	278	320	598	46.5	53.5
100~	0	0	0	0	0

## 【美容業の従業者数】

(人、%)

	男性	女性	合計	男性比率	女性比率
総数	117,108	290,508	408,707	28.7	71.1
事業所の規模 (雇用者数)	事業所の規模 (雇用者数)				
0	25,124	81,764	106,928	23.5	76.5
1~4	46,023	109,224	155,590	29.6	70.2
5~9	22,948	52,698	75,996	30.2	69.3
10~19	14,362	29,641	44,161	32.5	67.1
20~29	3,261	6,740	10,124	32.2	66.6
30~49	2,032	4,530	6,639	30.6	68.2
50~99	1,811	3,664	5,475	33.1	66.9
100~	1,547	2,247	3,794	40.8	59.2

※男女の合計数には男女の別「不詳」を含むため、男性と女性の内訳の合計と一致しない。

※従業者数には、有期雇用者を含むほか、理容師・美容師の資格保有者以外の従業者も含まれる。

# 理容業・美容業における主な経営上の問題点について

- 日本政策金融公庫が、生活衛生関係営業者の主な経営上の問題点を調査（有効回答数3,125企業。うち理容業423企業、美容業463企業）
- 理容業の経営上の問題点は、多い順に「顧客数の減少」（53.4%）、「仕入価格・人件費等の上昇を価格に転嫁困難」（26.0%）、「客単価の低下」（23.9%）となっている。
- 美容業の経営上の問題点は、多い順に「顧客数の減少」（52.3%）、「仕入価格・人件費等の上昇を価格に転嫁困難」（27.4%）、「客単価の低下」（24.6%）となっている。

(%)

項目	上昇入価格格・人件費等の転嫁困難の減少	顧客数の減少	従業員の確保難	店舗施設の狭隘・老朽化	客単価の低下	後継者難	事業資金借入難	その他	特に問題なし
全業種計	50.3	41.2	21.2	19.4	16.2	6.1	3.4	3.8	7.3
飲食業(全体)	65.6	34.2	24.7	16.0	11.7	6.5	4.1	2.5	5.0
そば・うどん	64.8	29.1	29.1	24.7	11.5	6.6	3.8	1.6	3.8
中華料理	72.4	22.8	17.2	23.4	12.4	6.2	1.4	3.4	6.2
すし	64.0	37.1	17.4	13.5	10.1	11.8	3.9	1.7	7.9
料理	60.7	29.5	32.0	22.1	7.4	7.4	5.7	2.5	4.1
喫茶	72.4	31.6	16.4	18.4	7.2	7.2	5.3	2.6	4.6
社交	53.6	57.1	23.0	6.1	17.3	3.6	4.6	2.0	6.1
その他飲食	68.6	30.9	29.8	12.8	12.3	5.4	4.0	3.1	3.8
食肉・食鳥肉	58.0	25.5	28.7	22.3	16.6	4.5	1.9	5.1	6.4
氷雪	43.4	43.4	15.1	15.1	13.2	13.2	1.9	3.8	9.4
理容	26.0	53.4	11.1	15.1	23.9	5.9	1.2	5.9	16.1
美容	27.4	52.3	15.3	14.0	24.6	5.8	4.3	5.8	11.2
映画館	37.7	60.7	16.4	47.5	3.3	4.9	4.9	4.9	0.0
ホテル・旅館	50.0	23.9	52.2	40.0	5.0	4.4	5.0	3.9	1.1
公衆浴場	43.1	37.6	9.2	56.0	2.8	13.8	1.8	4.6	3.7
クリーニング	50.4	58.1	9.7	17.1	30.2	1.9	1.6	2.3	6.2

(注) 複数回答（2つ以内）のため合計は100を超える。

【出典】生活衛生関係営業の景気動向等調査結果（令和6年1～3月期）【日本政策金融公庫HP】 28

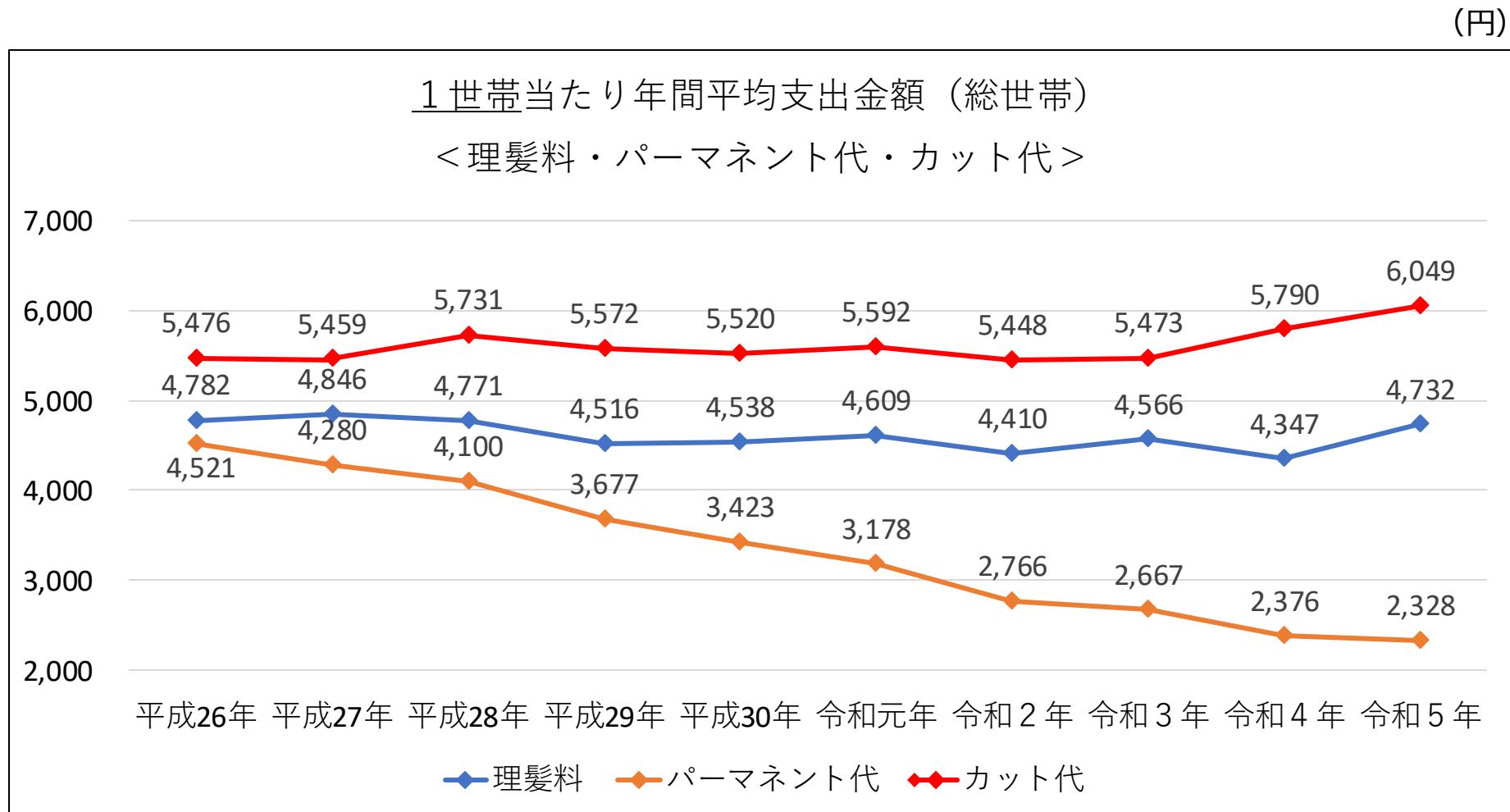
# 理容業・美容業における従業員の過不足感について

- 日本政策金融公庫が、生活衛生関係営業者の従業員の過不足感を調査（有効回答数3,142企業。うち理容業420企業、美容業459企業）
- 理容業における従業員の過不足感としては、「適正」が80.5%となっている一方で、「不足」が16.0%となっている。
- 美容業における従業員の過不足感としては、「適正」が70.8%となっている一方で、「不足」が25.7%となっている。



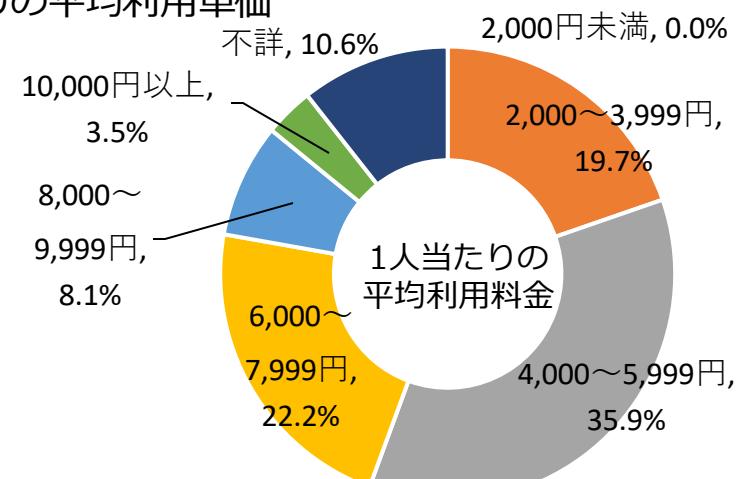
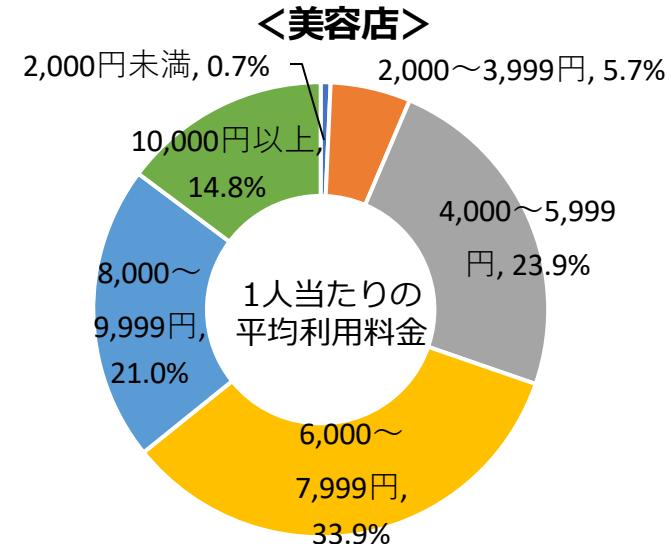
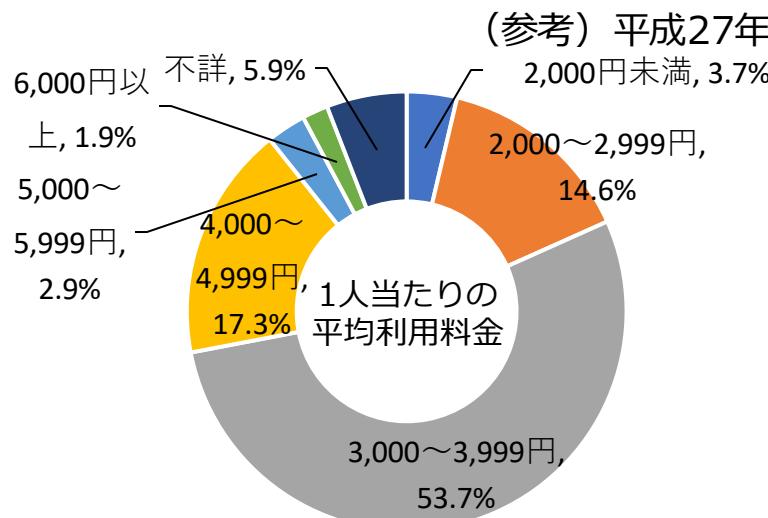
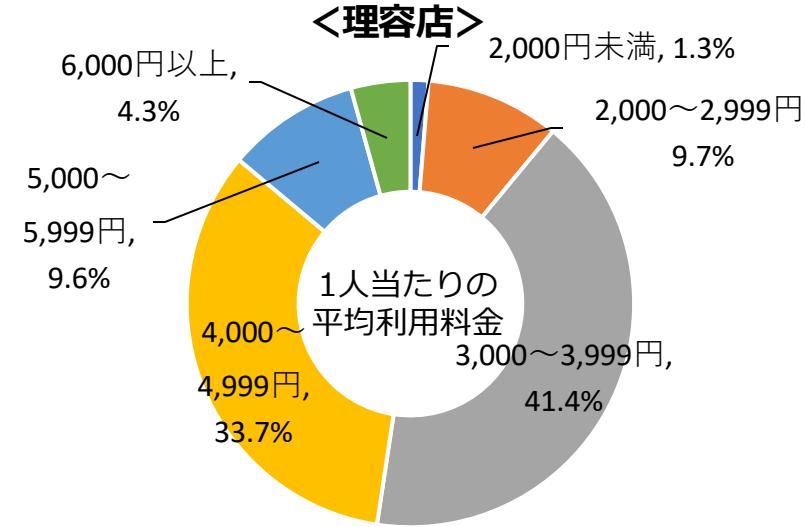
# 理容・美容の消費動向①

- 令和5年の1世帯当たりの理髪料の平均支出額は4,732円で前年比385円の増で、平成26年の支出額を100とした場合、令和5年の支出額は99.0となっている。
- 令和5年の1世帯当たりのパーマネント代の平均支出額は2,328円で前年比48円の減で、平成26年の支出額を100とした場合、令和5年の支出額は51.5となっている。
- 令和5年の1世帯当たりのカット代の平均支出額は6,049円で前年比259円の増で、平成26年の支出額を100とした場合、令和5年の支出額は110.5となっている。



## 理容・美容の消費動向②

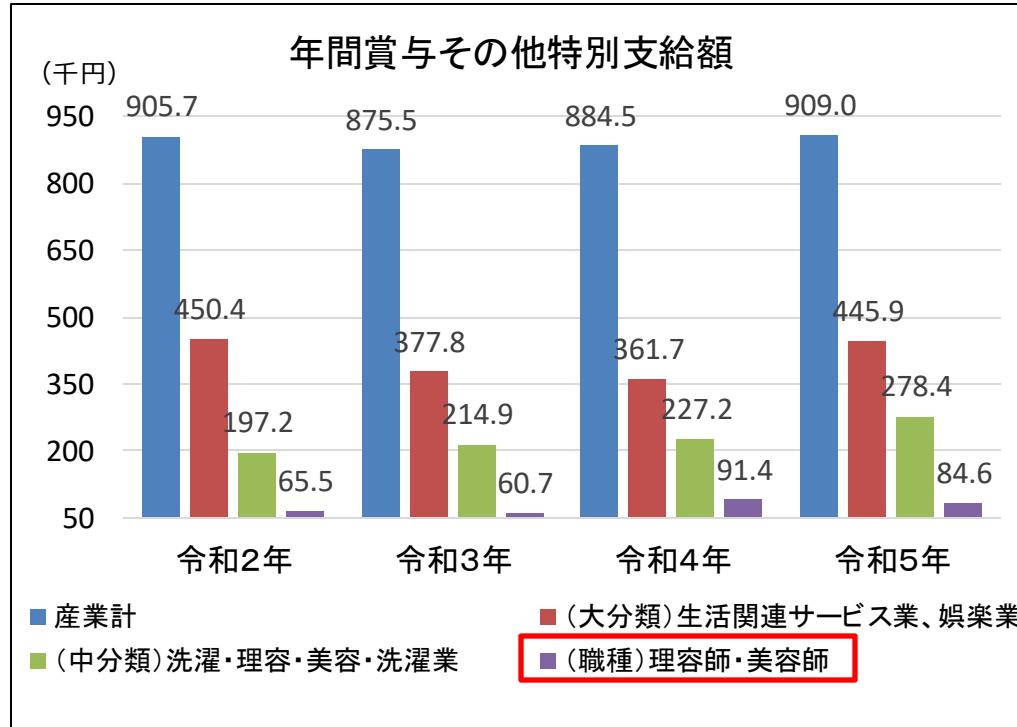
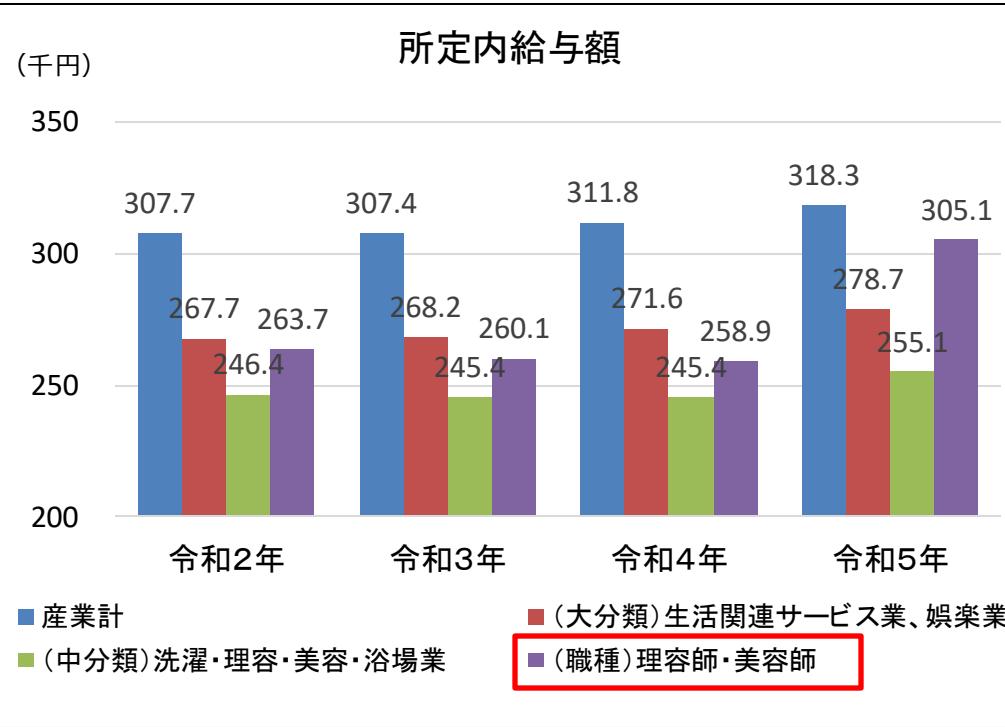
- 「生活衛生関係営業経営状況調査報告－令和5年4月～6月－」（公益財団法人全国生活衛生営業指導センター）によると、
- 理容店の1人当たりの平均利用料金は、「3,000～3,999円」が41.4%と最も多く、「4,000～4,999円」が33.7%、「2,000～2,999円」が9.7%と続く。  
※平成27年は「3,000～3,999円」が53.7%と最も多く、「4,000～4,999円」が17.3%、「2,000～2,999円」が14.6%。
  - 美容店の1人当たりの平均利用料金は、「6,000～7,999円」が33.9%と最も多く、「4,000～5,999円」が23.9%、「8,000～9,999円」が21.0%と続く。  
※平成27年は「4,000～5,999円」が35.9%と最も多く、「6,000～7,999円」が22.2%、「2,000～3,999円」が19.7%。



【出典】生活衛生関係営業経営状況調査－令和5年4月～6月－（公益財団法人全国生活衛生営業指導センター）  
平成27年度生活衛生関係営業経営実態調査報告（厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生課）

# 理容業・美容業の賃金について

- 「賃金構造基本統計調査」によると、(職種) 理容師・美容師の【所定内給与額】は、産業計及び(大分類)生活関連サービス業、娯楽業より概ね低い水準となっているが、(中分類)洗濯・理容・美容・浴場業よりは高い水準となっている。
- (職種) 理容師・美容師の【年間賞与その他特別支給額】は、産業計、(大分類)生活関連サービス業、娯楽業、(中分類)洗濯・理容・美容・洗濯業と比較して最も低い水準となっている。



## ○所定内給与額

きまつて支給する現金給与額（労働契約、労働協約あるいは事業所の就業規則などによってあらかじめ定められている支給条件、算定方法によって6月分として支給された現金給与額をいう。手取り額でなく、所得税、社会保険料などを控除する前の額。）のうち、超過労働給与額を差し引いた額

## ○年間賞与その他特別給与額

昨年1年間（原則として調査前年の1月から12月までの1年間）における賞与、期末手当等特別給与額（いわゆるボーナス）

【出典：賃金構造基本統計調査（厚生労働省）】

- ・学歴、年齢階級別きまつて支給する現金給与額、所定内給与額及び年間賞与その他特別給与額（企業規模計10人以上）
- ・職種（小分類）、性別きまつて支給する現金給与額、所定内給与額及び年間賞与その他特別給与額（産業計）（企業規模計10人以上）

# 理容業・美容業の離職率（新規短大等卒就職者の産業別離職状況）【厚生労働省】

○短大等を卒業した就職者の中、「生活関連サービス業、娯楽業」について、就職3年目までの離職率が調査産業計と比較して高い。

※ 標準産業分類の大分類「生活関連サービス業、娯楽業」には、中分類「洗濯・理容・美容・浴場業」、「その他の生活関連サービス業」（旅行業、家事サービス業 等）、「娯楽業」（映画館、興行場、スポーツ施設提供業 等）が含まれている。

○平成29年3月卒

(単位：人)

産業分類	就職者数 (令和2年6月集計値)	①3年目までの離職者数	②①の内2年目までの離職者数	③②の内1年目までの離職者数
調査産業計	150,478	64,730	43%	46,479
生活関連サービス業、娯楽業	14,353	8,240	57%	6,506

○平成30年3月卒

(単位：人)

産業分類	就職者数 (令和3年6月集計値)	①3年目までの離職者数	②①の内2年目までの離職者数	③②の内1年目までの離職者数
調査産業計	149,774	62,022	41%	46,051
生活関連サービス業、娯楽業	14,516	8,220	57%	6,633

○平成31年3月卒

(単位：人)

産業分類	就職者数 (令和4年6月集計値)	①3年目までの離職者数	②①の内2年目までの離職者数	③②の内1年目までの離職者数
調査産業計	148,784	62,326	42%	43,979
生活関連サービス業、娯楽業	14,460	8,300	57%	6,423

○令和2年3月卒

(単位：人)

産業分類	就職者数 (令和5年6月集計値)	①3年目までの離職者数	②①の内2年目までの離職者数	③②の内1年目までの離職者数
調査産業計	142,920	60,839	43%	42,435
生活関連サービス業、娯楽業	13,909	8,215	59%	6,424

○令和3年3月卒

(単位：人)

産業分類	就職者数 (令和6年6月集計値)	①3年目までの離職者数	②①の内2年目までの離職者数	③②の内1年目までの離職者数
調査産業計	137,971	61,511	45%	44,854
生活関連サービス業、娯楽業	14,059	8,653	62%	6,933

【出典：新規短大等卒就職者の産業別離職状況（厚生労働省人材開発統括官若年者・キャリア形成支援担当参事官室）】

※事業所からハローワークに対して、新規学卒者として雇用保険の加入届が提出された新規被保険者資格取得者の生年月日、資格取得加入日等、資格取得理由から各学歴ごとに新規学校卒業者と推定される就職者数を算出し、更にその離職日から離職者数・離職率を算出。

※本調査は、雇用保険の資格喪失者のデータを集計したものであり、離職後の就職状況は不明。

# 養成施設卒業後の離職状況【(公社)日本理容美容教育センター】

○ (公社) 日本理容美容教育センターが社員校に行った調査（令和6年8月）によると、社員校において把握している卒業者の離職状況は以下のとおり。

- ・社員校において、理容所・美容所への就職後の状況を把握している卒業者の中、  
**1年以内に当該理容所・美容所を退職した者は19.7%**、**3年以内に当該理容所・美容所を退職した者は40.9%**
- ・上記のうち、他の理容所・美容所へ転職した卒業者を除くと、  
**卒業1年経過後の離職状況は10.4%**・**卒業3年経過後の離職状況は21.9%**

社員校へのアンケート 回収数231校/258校[回収率89.5%]

調査 卒業生の卒業1年経過後の離職状況について

理容科(全課程の合計) 対象77校	養成施設		生徒(卒業生)		備考
	回答数(校)	割合(%)	数(人)	割合(%)	
1.令和5年3月卒業者数	66	85.7%	950	-	
2.1のうち、理容所への就職者数	65	84.4%	739	77.8%	
3.2のうち、就職後1年間の勤務状況を把握している人数	43	55.8%	369	49.9%	
4.3のうち、1年内に当該理容所を退職した人数	43	-	54	14.6% 左記4-5(31人)で計算すると、離職率は8.4%	
5.4のうち、他の理容所へ転職した者	43	-	23	42.6%	
6.4のうち、転職先が不明の者	43	-	7	13.0%	

美容科(全課程の合計) 対象226校	養成施設		生徒(卒業生)		備考
	回答数(校)	割合(%)	数(人)	割合(%)	
1.令和5年3月卒業者数	219	96.9%	16,890	-	
2.1のうち、美容所への就職者数	215	95.1%	14,301	84.7%	
3.2のうち、就職後1年間の勤務状況を把握している人数	136	60.2%	5,663	39.6%	
4.3のうち、1年内に当該美容所を退職した人数	136	-	1,134	20.0% 左記4-5(594人)で計算すると、離職率は10.5%	
5.4のうち、他の美容所へ転職した者	136	-	540	47.6%	
6.4のうち、転職先が不明の者	136	-	396	34.9%	

理容科・美容科の合算(全課程の合計) 対象231校	生徒(卒業生)		備考
	数(人)	割合(%)	
1.令和5年3月卒業者数	17,840	-	
2.1のうち、理・美容所への就職者数	15,040	84.3%	
3.2のうち、就職後1年間の勤務状況を把握している人数	6,032	40.1%	
4.3のうち、1年内に当該理・美容所を退職した人数	1,188	19.7% 左記4-5(625人)で計算すると、離職率は10.4%	
5.4のうち、他の理・美容所へ転職した者	563	47.4%	
6.4のうち、転職先が不明の者	403	33.9%	

社員校へのアンケート 回収数231校/258校[回収率89.5%]

調査 卒業生の卒業3年経過後の離職状況について

理容科(全課程の合計) 対象77校	養成施設		生徒(卒業生)		備考
	回答数(校)	割合(%)	数(人)	割合(%)	
1.令和3年3月卒業者数	64	83.1%	775	-	
2.1のうち、理容所への就職者数	63	81.8%	618	79.7%	
3.2のうち、就職後3年間の勤務状況を把握している人数	27	35.1%	145	23.5%	
4.3のうち、3年内に当該理容所を退職した人数	27	-	60	41.4% 左記4-5(35人)で計算すると、離職率は24.1%	
5.4のうち、他の理容所へ転職した者	27	-	25	41.7%	
6.4のうち、転職先が不明の者	27	-	23	38.3%	

美容科(全課程の合計) 対象226校	養成施設		生徒(卒業生)		備考
	回答数(校)	割合(%)	数(人)	割合(%)	
1.令和3年3月卒業者数	204	90.3%	13,619	-	
2.1のうち、美容所への就職者数	197	87.2%	11,455	84.1%	
3.2のうち、就職後3年間の勤務状況を把握している人数	97	42.9%	2,684	23.4%	
4.3のうち、3年内に当該美容所を退職した人数	97	-	1,096	40.8% 左記4-5(585人)で計算すると、離職率は21.8%	
5.4のうち、他の美容所へ転職した者	97	-	511	46.6%	
6.4のうち、転職先が不明の者	97	-	408	37.2%	

理容科・美容科の合算(全課程の合計) 対象231校	生徒(卒業生)		備考
	数(人)	割合(%)	
1.令和3年3月卒業者数	14,394	-	
2.1のうち、理・美容所への就職者数	12,073	83.9%	
3.2のうち、就職後3年間の勤務状況を把握している人数	2,829	23.4%	
4.3のうち、3年内に当該理・美容所を退職した人数	1,156	40.9% 左記4-5(620人)で計算すると、離職率は21.9%	
5.4のうち、他の理・美容所へ転職した者	536	46.4%	
6.4のうち、転職先が不明の者	431	37.3%	

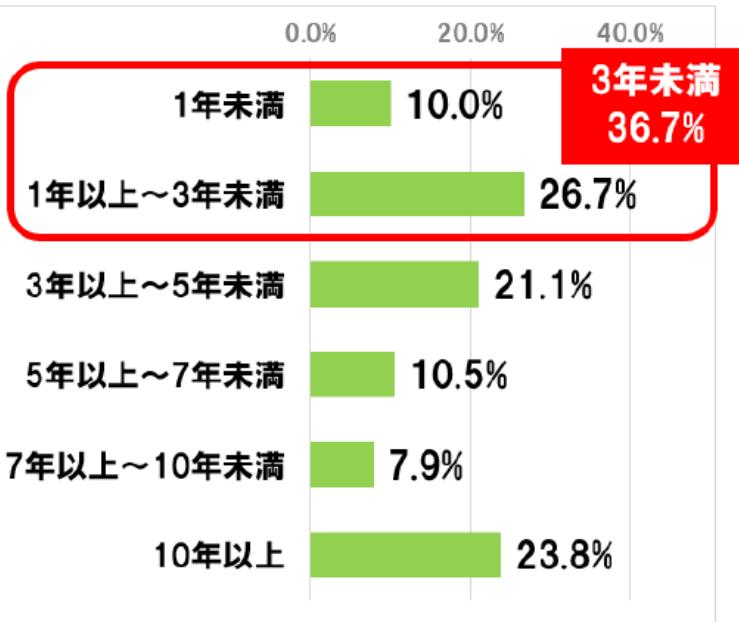
# (参考) 美容師の離職率等【(株)リクルート】

- (株)リクルートが行った調査(美容サロン就業実態調査2024年)によると、

- ・初職が美容師の方の3年未満の離職率は36.7%
- ・初職が美容師の方の転職先は、美容師が55.4%、美容関連以外の職業が27.9%、美容関連の職業が10.4%と続く。
- ・初職を辞めた(転職した)理由は、「給与に関して不満があったから」が27.8%、「結婚・妊娠・出産のため」が18.8%、「拘束時間に関して不満があるから」が15.6%と続く。

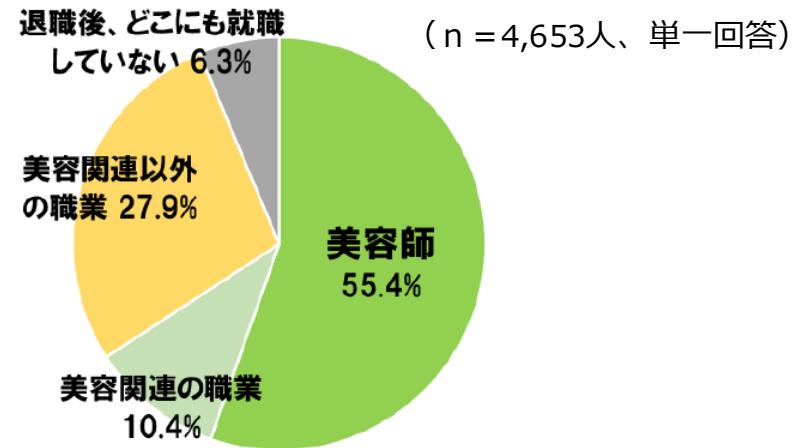
## ■美容師(初職)の就業期間

- ・調査対象：美容師免許保有者かつ学校卒業後の初職が美容師の人  
(n=5,065人、単一回答)



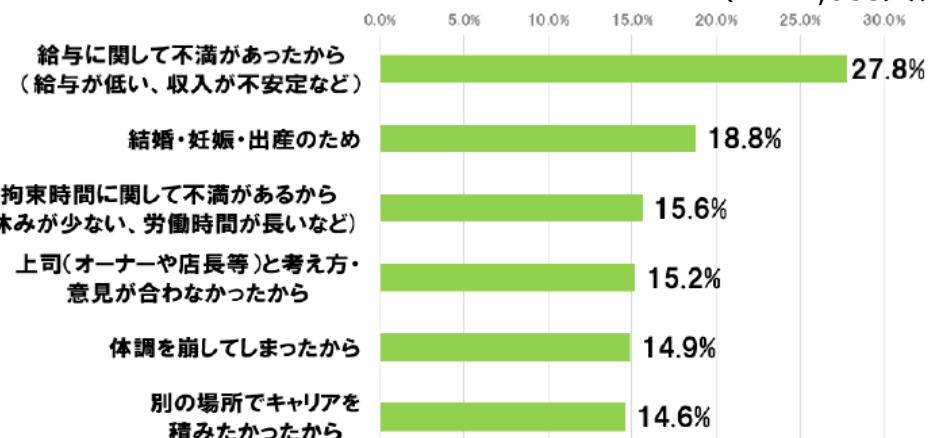
## ■美容師(初職)の転職先

- ・調査対象：美容師免許保有者かつ学校卒業後の初職が美容師で、その後辞めた人／転職した人



## ■初職を辞めた理由／転職した理由

- ・調査対象：美容師免許保有者かつ学校卒業後の初職が美容師で、その後辞めた人／転職した人  
(n=4,653人、複数回答)

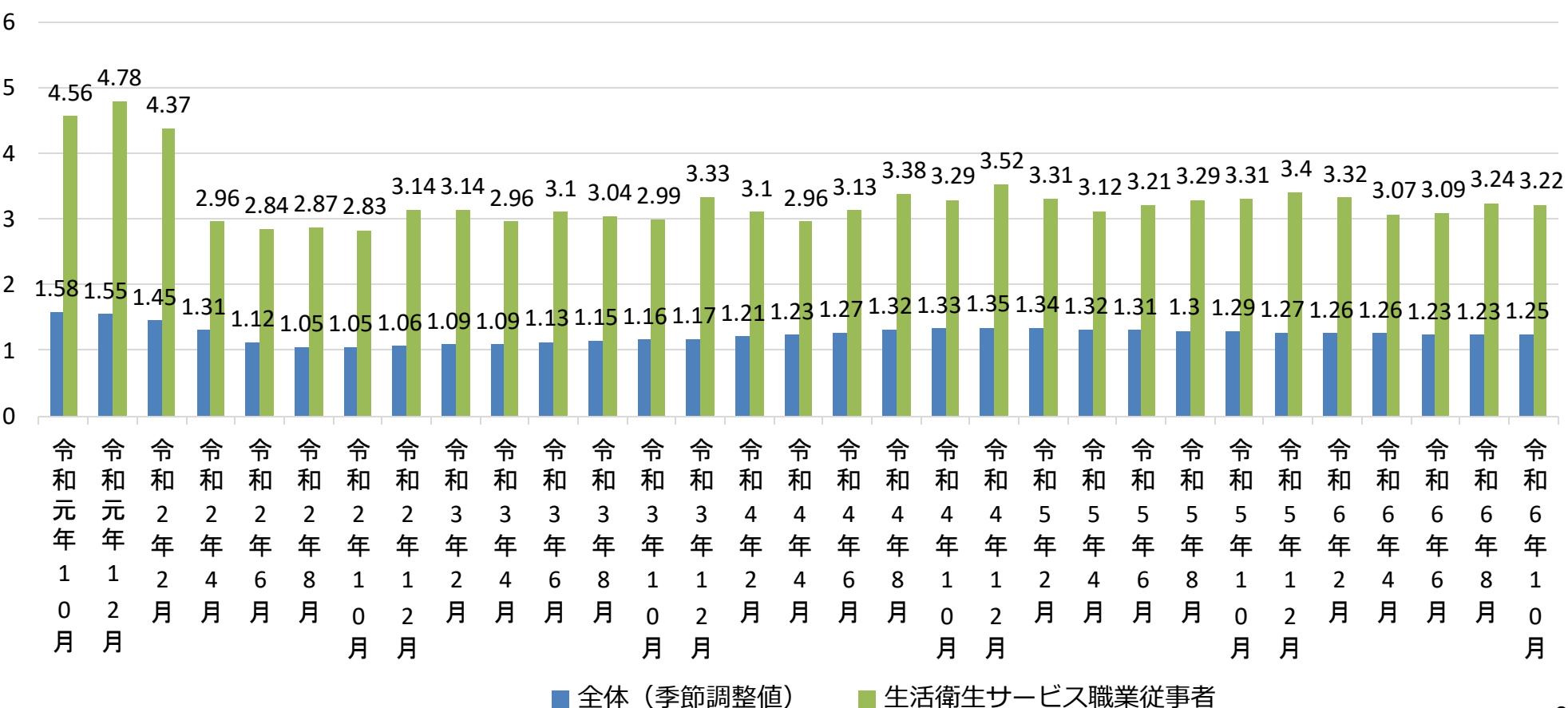


出典：(株)リクルート ホットペッパービューティーアカデミー  
「美容サロン就業実態調査(2024年)」

# 一般職業紹介状況（職業安定業務統計）による有効求人倍率の推移

- 公共職業安定所（ハローワーク）における求人、求職、就職の状況をとりまとめ、求人倍率などの指標を作成し、一般職業紹介状況として毎月公表している。
- 標準職業分類の中分類「生活衛生サービス職業従事者」には、「理容師・美容師・美容サービス従事者（美容師を除く）・浴場従事者・クリーニング職・洗張職」が含まれている。
- **令和6年10月の「生活衛生サービス職業従事者」の有効求人倍率は3.22倍**（全体では1.25倍）。

有効求人倍率の推移



【出典：一般職業紹介状況(職業安定業務統計)（厚生労働省職業安定局）】

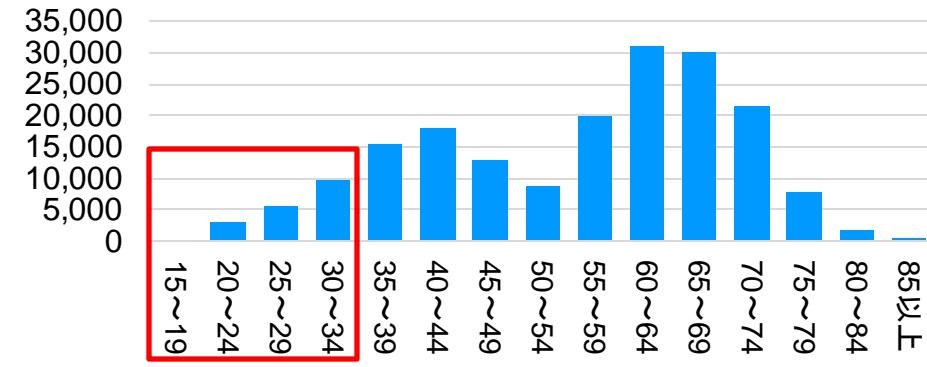
# 国勢調査による理容業・美容業の従業者数の推移

- 「国勢調査」における理容業・美容業の従事者数について、34歳までの従業者数は以下のとおり。
  - 理容業：平成22年：18,710人 → 令和2年：7,150人 ( $\Delta 11,560$ 人、 $\Delta 62\%$ )
  - 美容業：平成22年：103,700人 → 令和2年：85,470人 ( $\Delta 18,230$ 人、 $\Delta 18\%$ )

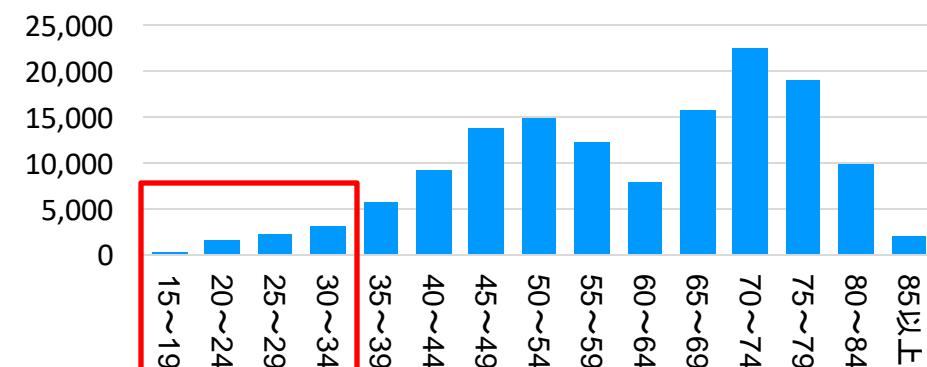
## ○理容師・従業者数（年齢階級別）

	15~19歳	20~24歳	25~29歳	30~34歳	35~39歳	40~44歳	45~49歳	50~54歳	
平成22年	310	2,930	5,570	9,900	15,460	18,080	12,840	8,930	
令和2年	90	1,670	2,260	3,130	5,800	9,370	13,850	14,850	
	55~59歳	60~64歳	65~69歳	70~74歳	75~79歳	80~84歳	85歳以上	総数	
平成22年	20,000	31,190	30,020	21,500	7,810	1,680	620	186,830	
令和2年	12,280	7,930	15,880	22,580	19,080	9,860	2,170	140,790	

平成22年



令和2年



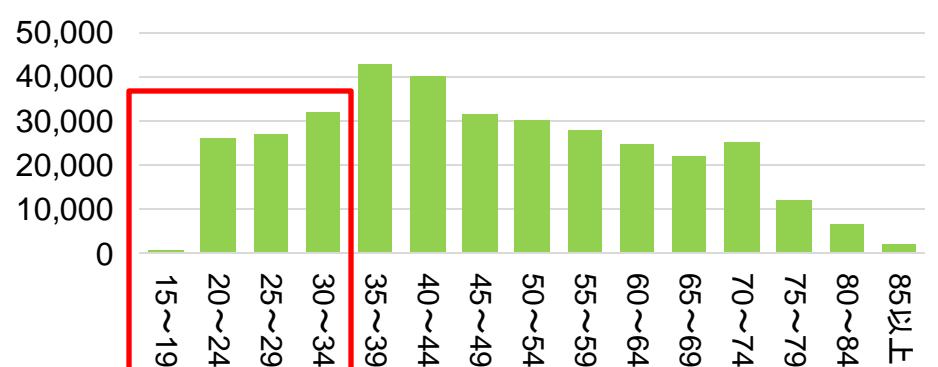
## ○美容師・従業者数（年齢階級別）

	15~19歳	20~24歳	25~29歳	30~34歳	35~39歳	40~44歳	45~49歳	50~54歳	55~59歳	60~64歳	65~69歳	70~74歳	75~79歳	80~84歳	85歳以上	総数
平成22年	1,190	26,090	33,510	42,910	41,150	31,120	31,330	30,420								
令和2年	840	25,980	26,840	31,810	42,850	40,050	31,540	30,310								
	55~59歳	60~64歳	65~69歳	70~74歳	75~79歳	80~84歳	85歳以上	総数								
平成22年	24,690	24,770	30,640	17,310	10,450	3,780	770	359,540								
令和2年	27,890	24,960	22,170	25,000	11,980	6,520	2,370	351,020								

平成22年



令和2年

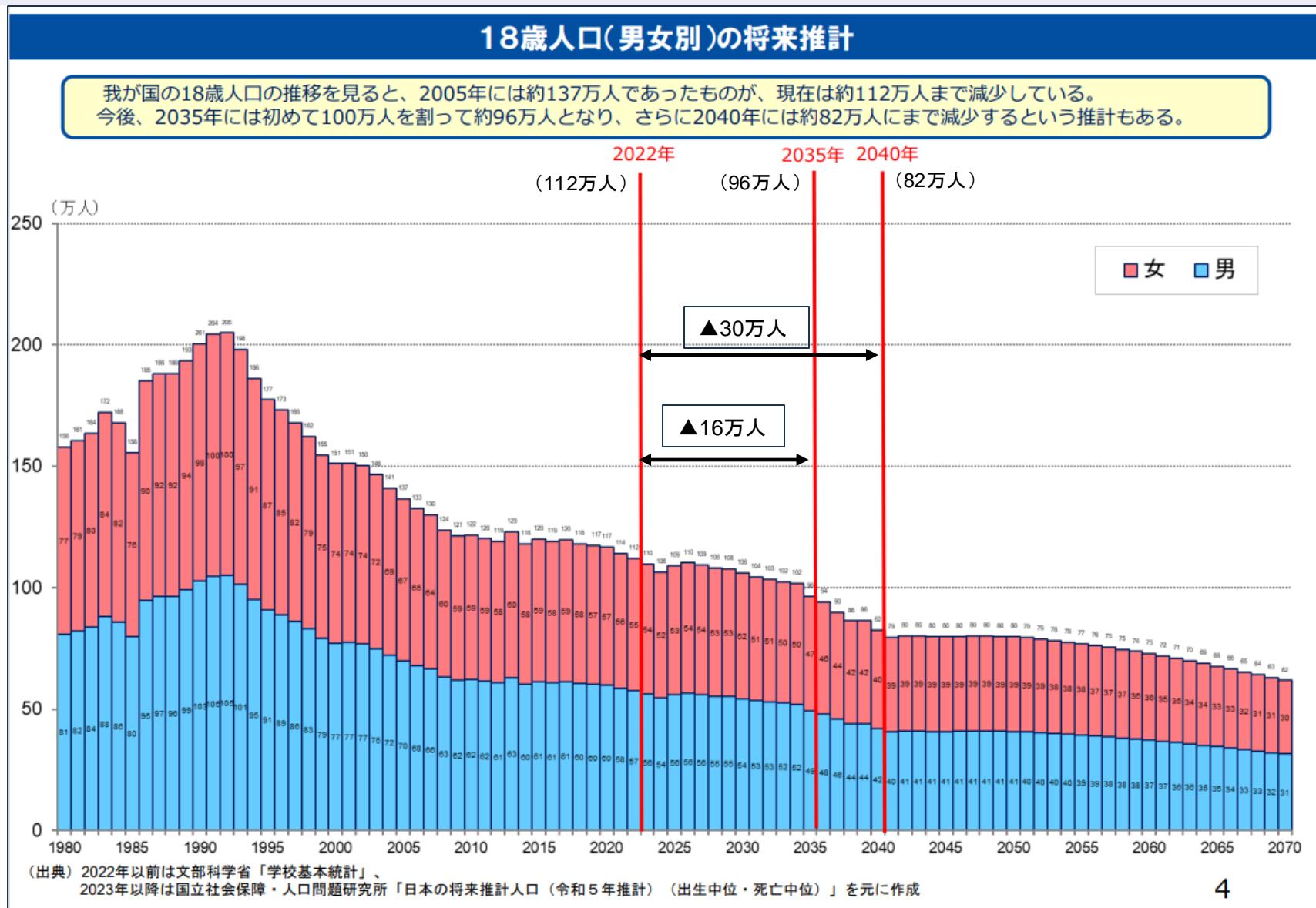


出典：国勢調査（総務省統計局）

# 18歳人口（男女別）の将来推計

○ 18歳人口の推移については、以下のとおり。

- ・2022年には約112万人であったものが、2035年には約96万人（▲16万人）まで減少。
- ・さらに2022年と比較して、2040年には約82万人（▲30万人）にまで減少。



# 目 次

- (1) 理容師制度・美容師制度の概要について
- (2) 理容師・美容師制度を取り巻く現状について
- (3) 理容師・美容師制度の動向について

## 第18回規制改革推進会議 投資等ワーキンググループ (美容師制度の在り方)の概要等

- 令和3年7月29日に「第18回規制改革推進会議 投資等ワーキング・グループ」で、「美容師制度の在り方」が議題として取り上げられた。
- 美容業界2団体及び厚生労働省へのヒアリングが実施され、その後、委員により討議。

<ヒアリング対象となった美容業界団体>

- ・全日本美容業生活衛生同業組合連合会（全美連）
- ・一般社団法人日本美容サロン協議会（JABS）

<ヒアリング項目>

**①美容師国家試験制度**

**②実務実習制度**

③外国人美容師に関する就労

④美容師の働き方改革

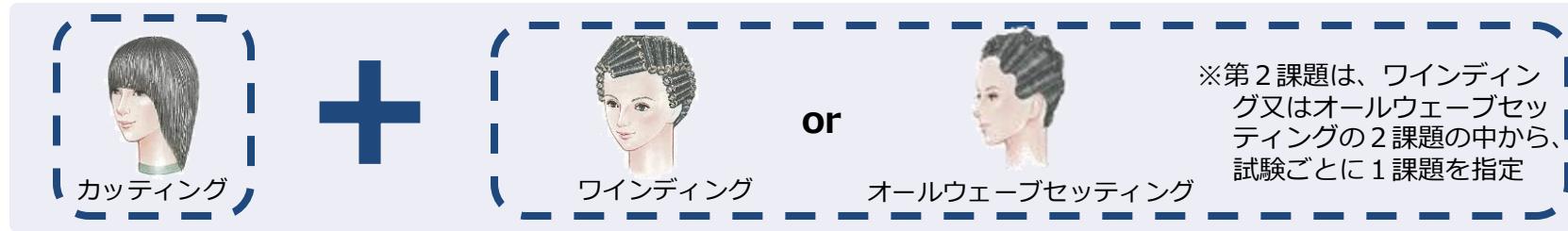
⑤新型コロナウイルス対応

※①②のヒアリング概要はスライド27を参照。

## ①美容師国家試験制度について

### ◆ 現行制度

- ・筆記試験：①関係法規・制度、②衛生管理、③保健、④香粧品化学、⑤文化論、⑥美容技術理論、⑦運営管理
- ・実技試験：第1課題：カッティング、第2課題：ワインディング又はオールウェーブセッティング



### 【ヒアリング内容】

<JABS> 現場で使われていないオールウェーブセッティングではなく、現場で求められるカラーや接客・接遇の実技試験課題への導入。まつ毛エクステンションの教育の必修化及び実技試験への導入。

<全美連> 実技試験の課題は、美容師として必要な知識・技術を身に付けることに繋がる課題、国家試験として基礎的技術が集約されている課題でなければならず、課題の見直しは、関係者の意見を集約した丁寧な検討が必要。

## ②実務実習制度について

### ◆ 現行制度

美容実習のうち、生徒の技術習熟状況に応じて、養成施設が作成した実施計画に基づく教育課程の一環として、管理美容師を配置する美容所において、美容師の適切な指導監督の下、年間60時間を超えない範囲で実務実習の実施が可能。

### 【ヒアリング内容】

<JABS> 養成施設における実務実習計画の管理が煩雑。実務実習が効果的に運用されるよう、生徒の学生証のみで実施できる実務実習制度の導入。

<全美連> 美容学生が在学中に実務の経験を積むことは、資格取得、職業・職場の選択の面で重要だが、美容室において美容行為を業として行うのであれば、お客様の安全・安心のために、資格を持った美容師に限らなければならない。

## 今後の対応方針

### ① 美容師国家試験制度

### ② 実務実習制度

- 美容師養成施設から美容師資格取得後に至るまでに、どのような知識・技能が確保されていくべきか、という視点に立って、学生時代の現場のあり方、実技試験をはじめとする現行の仕組みについて評価し、必要な改善策を検討するため関係者等からなる検討会等を設置し、議論を進め、年度末目途に一定の結論を得る。

# 美容師の養成のあり方に関する検討会について

## 1. 趣旨・目的

令和3年7月29日の第18回規制改革推進会議投資等ワーキング・グループでの「美容師制度のあり方」で必要な改善策の検討が求められたことを踏まえ、実技試験や養成校在籍時の実習等について、検討に資するため本検討会を開催する。

## 2. 構成員

岩田 卓郎	一般社団法人日本美容サロン協議会 副理事長／株式会社エアーエンターテインメント代表取締役社長
遠藤 弘良	公益財団法人理容師美容師試験研修センター理事長
谷本 穎昭	公益社団法人日本理容美容教育センター理事長
津田 まどか	株式会社Vividly（ヴィヴィディ）代表取締役／中小企業診断士
原 恒子	専修学校徳島県美容学校 理事長
福下 公子	公益社団法人東京都眼科医会 会長・眼科医
◎ 宮崎 孝治	江戸川大学 副学長
吉井 真人	全日本美容業生活衛生同業組合連合会 理事長

◎は座長

## 3. 検討事項

- (1) 実技試験のあり方について
- (2) 養成校在籍時の実習等について

## 4. 開催状況

- ・第1回 令和4年1月13日  
制度概要、検討課題、今後のスケジュール等
- ・第2回 令和4年3月10日  
美容師養成のあり方に関する意識調査を踏まえた議論
- ・第3回 令和4年3月30日  
美容師養成の改善に関する当面の方針（案）とりまとめ
- ・第4回 令和5年6月20日  
美容師養成の改善に関する当面の方針に係る令和5年度以降の対応 議論
- ・第5回 令和5年7月4日  
「美容師養成の改善に関する当面の方針」に係る令和5年度以降の対応 とりまとめ

## （1）国家試験（実技試験）の改善

### ①「まつ毛エクステンション」の実技試験への導入のために必要な取組の推進等

#### 【美容師養成施設における教育】

- 令和3年12月に美容師養成施設を対象に行った「美容師養成のあり方に関する意識調査」によると、選択課目も含めた実技課目で教えている養成施設は86.7%。そのうち、必修課目の美容実習の項目として教えている美容師養成施設は49.0%に留まっている。
- 令和4年8月に厚生労働省から「美容師養成の改善について」を発出し、都道府県を通じて美容師養成施設に対し、必修課目の美容実習でまつ毛エクステンションを含めた基本的な知識・技術を確実に身に付けさせるよう、美容師養成施設において徹底を図るよう依頼。

#### 【令和5年度以降の対応】

- 美容師養成施設における「まつ毛エクステンション」の教育状況について、令和5年度から毎年度、厚生労働省から都道府県を通じて調査を行い、公表する。
- 「まつ毛エクステンション」の実技試験への導入については、全国の美容師養成施設において生徒が美容実習で学んでいることが前提。全国の美容師養成施設において生徒が美容実習で学んでいる状況が確認された段階で、関係者の意見を聞き、具体的なプロセスを検討。

### ②「オールウェーブ」を含む実技試験で問うべき課目の整理等

#### 【美容師養成施設における教育】

- 令和3年12月に、美容師に行った「美容師養成のあり方に関する意識調査」によると、ピンカールは「美容師が備えておくべき必要な基礎的素養・技術ではなく、国家試験として問う必要性は低いと思う」という回答が51.1%、フィンガーウェーブは、「美容師が備えておくべき必要な基礎的素養・技術ではなく、国家試験として問う必要性は低いと思う」という回答が61.4%であった。
- 令和4年8月に厚生労働省から「美容師養成の改善について」を発出し、都道府県を通じて美容師養成施設に対し、生徒が「オールウェーブセッティング」を学習する際、単に知識・技術の習得や実技試験に向けた対応だけでなく、その意義や将来の活用場面なども含めて教育が行われるよう、美容師養成施設において徹底を図るよう依頼。

#### 【令和5年度以降の対応】

- 「オールウェーブセッティング」は、美容に必要な基礎的技術の集約であることから、美容師養成施設における「オールウェーブセッティング」の教育状況について、令和5年度から毎年度、厚生労働省から都道府県を通じて調査を行い、公表する。
- 調査結果や様々なヘアセッティング技術に広く対応する必要性を踏まえ、「オールウェーブセッティング」についてその要素も含めた、より幅広く美容師としての基礎的技術を検証することができる試験へと見直しを行う。

※ 令和11年2月の国家試験からの実施に向けて、美容業界の動向等を踏まえ、美容師としての基礎的技術を検証するために必要な技法を組み合わせた課題を検討。44

## （2）養成段階の知識技能の取得の促進

### ①美容実習全体について

#### 【現状】

- 令和4年8月に厚生労働省から「美容師養成の改善について」を発出し、都道府県を通じて美容師養成施設に対し、美容実習について、美容師国家試験の課題に偏らず、「美容師養成施設における教科科目の内容の基準」の各項目の内容を網羅的に教育するとともに、就職先のニーズも踏まえた内容となるよう、美容師養成施設において徹底を図るよう依頼した。

#### 【令和5年度以降の対応】

- 美容師養成施設において美容実習が、美容師国家試験の課題に偏らず、必修課目の内容を網羅して、就職先のニーズも踏まえた内容で行われるよう、美容師養成施設における必修課目の教育状況について、令和5年度から毎年度、厚生労働省から都道府県を通じて調査を行い、公表する。

### ②美容所における実務実習について

#### 【現状】

- 令和4年8月に厚生労働省から「美容師養成の改善について」を発出し、都道府県を通じて美容師養成施設に対し、美容所における実務実習について、「美容師養成施設における教科科目の内容の基準」において、「管理美容師を配置する美容所において、当該美容所に従事する美容師の適切な指導監督の下、美容行為及びその付随する作業（実務実習）を行うことが望ましいこと」とされており、通知に示す一定の条件の下で美容行為を行うことは可能であることについて、美容師養成施設において認識いただくよう依頼した。

#### 【令和5年度以降の対応】

- 美容師養成施設の美容所における実務実習が有効に行われるよう、美容師養成施設の美容所における実務実習の実施状況について、令和5年度から毎年度、厚生労働省から都道府県を通じて調査を行い、公表する。

## （3）養成段階から就業後の人材育成の連携・接続

### 【令和5年度以降の対応】

- 養成段階と就業後の人材育成の連携・接続が円滑かつ効果的になされるよう、令和5年度に、厚生労働省において、美容師養成施設と美容所の養成段階と就業後の人材育成の連携・接続（美容師養成施設の美容所における実務実習、美容師養成施設の就業後のフォロー等を含む。）について、好事例を調査し、美容師養成施設や美容所等に周知する。
- また、美容所における人材育成（社会保険の加入、労働基準の遵守を含む。）の取組を推進するため、これらの重要性について、厚生労働省において通知を発出する。

# (参考) 美容師養成の改善について

- 「美容師養成の改善について」（令和4年8月29日生食発0829第1号厚生労働省大臣官房生活衛生・食品安全審議官通知）を発出し、都道府県を通じて、美容師養成施設に対し、美容師養成の改善について依頼した。

<「美容師養成の改善について」の内容（抜粋）>

## (1) 美容実習全体について

美容実習については、「美容師養成施設の教科課程の基準の運用について」（平成27年3月31日健発第0331第18号厚生労働省健康局長通知。以下「健康局長通知」という。）の別添第1の8（1）の実施方針において、「美容の業務を安全かつ効果的に実施する技術を習得するため、基本的操作を確実に身に付けさせるとともに、これらの基本的操作を適宜組み合わせて完成させる技術を習得されること」、「美容所における衛生管理の重要性を認識させ、器具の消毒などの適切な実施方法を身に付けさせること」、「個々の客の要望に応じた美容技術を確実に提供できるよう総合的な技術の基礎を身に付けさせること」とされていること等を踏まえ、美容師国家試験の課題に偏らず、健康局長通知の別添第1の8（2）の各項目の内容を網羅的に教育するとともに、就職先のニーズも踏まえた内容となるよう、養成施設において徹底を図られるようお願いする。

## (2) オールウェーブセッティングの意義や将来の活用場面等の教育について

オールウェーブセッティングについては、検討会において、美容に必要な技術であり、授業の中でしっかりと教えるべきであることが確認されたことを踏まえ、学生がオールウェーブセッティングを学習する際、単に知識・技術の習得や実技試験に向けた対応だけではなく、その意義や将来の活用場面なども含めて教育が行われるよう、養成施設において徹底を図られるようお願いする。

## (3) まつ毛エクステンションの美容実習における実施について

まつ毛エクステンションについては、美容師法の美容に該当するものであり、的確な知識と技術に基づく施術が必要な美容行為である。検討会の中で示された、「美容師養成のあり方に関する意識調査」（以下「調査」という。）の結果から、現場ニーズの高さがうかがえる。

まつ毛エクステンションは、健康局長通知の別添第1において、養成施設の教科課程における必修課目の美容実習の項目として位置付けられているが、調査によれば、必修課目の美容実習の項目として教えている養成施設は、全養成施設の半数程度にとどまっており、安心・安全な施術実施のため、必修課目の美容実習でまつ毛エクステンションを含めた基本的な知識・技術を確実に身に付けせるよう、養成施設において徹底を図られるようお願いする。

## (4) 美容所における実務実習について

美容所における実務実習については、検討会での議論や調査の結果によれば、管理美容師を配置する美容所において、一定の美容行為を行わせている養成施設がある一方、「美容実習で美容行為は禁止されている」との認識等から、受付業務や店内掃除等、客に触れない範囲の業務を行わせている養成施設がある状況である。

美容所における実務実習については、健康局長通知の別添第1の8（3）力において、「管理美容師を配置する美容所において、当該美容所に従事する美容師の適切な指導監督の下、美容行為及びその附随する作業（以下「実務実習」という。）を行うことが望ましいこと」とされており、健康局長通知に示す一定の条件の下で美容行為を行うことは可能であることについて、養成施設において認識いただきようお願いする。

# 美容師養成施設の教育状況等に関する実態調査 調査結果

## 1. 調査目的

- 『「美容師養成の改善に関する当面の方針」に係る令和5年度以降の対応』（令和5年7月4日厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生課）に基づき、美容師養成施設におけるまつ毛エクステンションやオールウェーブセッティングの教育状況や、美容師養成施設における美容実習（美容所における実務実習を含む。）の実施状況、美容師養成施設と美容所の養成段階から就業後の人材育成の連携状況等の好事例等を調査することを目的として実施。

## 2. 調査概要

- 調査期間：令和5年11月17日（金）～12月15日（金）
- 調査方法：厚生労働省から46都道府県（※養成施設がない滋賀県を除く）に調査票を送付  
46都道府県から管内美容師養成施設に回答を依頼し、厚生労働省受託事業者（社会システム株式会社）が集計
- 調査対象：美容師養成施設 264施設（※）
  - （※）令和5年10月以前に廃校となった3施設は調査対象から除く。
  - （※）令和5年10月時点で存続しているが、近く廃校予定の2施設、現時点で生徒が在籍していない1施設は調査対象に含めている。
- 回答数：243施設（昼間課程：243施設、夜間課程：11施設、通信課程：203施設）
- 回答方法：WEBアンケートへの回答164件、メールによる回答66件、調査票の郵送による回答13件

## 3. 調査内容

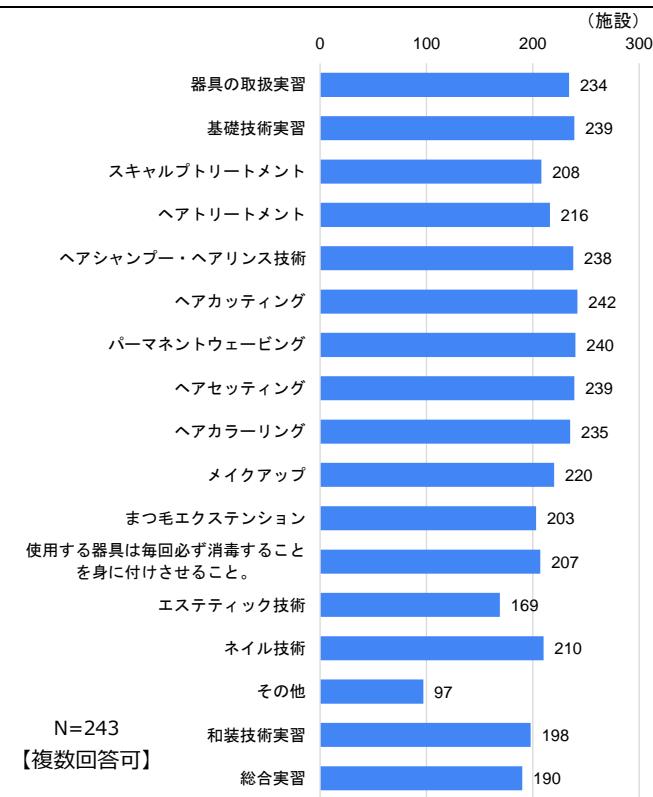
<調査1> 美容師養成施設における「美容実習」の実施状況	• • • • • • • • • P6
<調査2> 美容所における「実務実習」の実施状況	• • • • • • • • P8
<調査3> 美容師養成施設と美容所の養成段階から就業後の人材育成の連携・接続状況	• • • • • • • • P12
<調査4> 美容師養成施設における「まつ毛エクステンション」の教育状況	• • • • • • • • P14
<調査5> 美容師養成施設における「オールウェーブセッティング」の教育状況	• • • • • • • • P15

## ＜調査1＞美容師養成施設における「美容実習」の実施状況

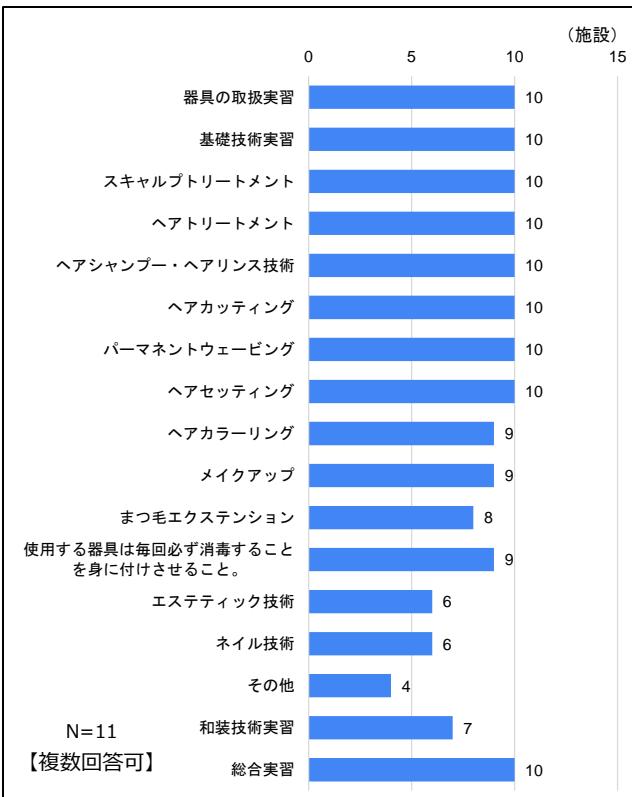
### 問1 貴施設において実施されている美容実習の項目について教えてください。

※施設から回答があったものを単純集計した都合上、本問の昼間課程、夜間課程及び通信課程における「美容実習によるまつ毛エクステンションの実施状況」の数値と、調査4問2の「必修課目（美容実習）でまつ毛エクステンションを教育している」の数値が一致しない。

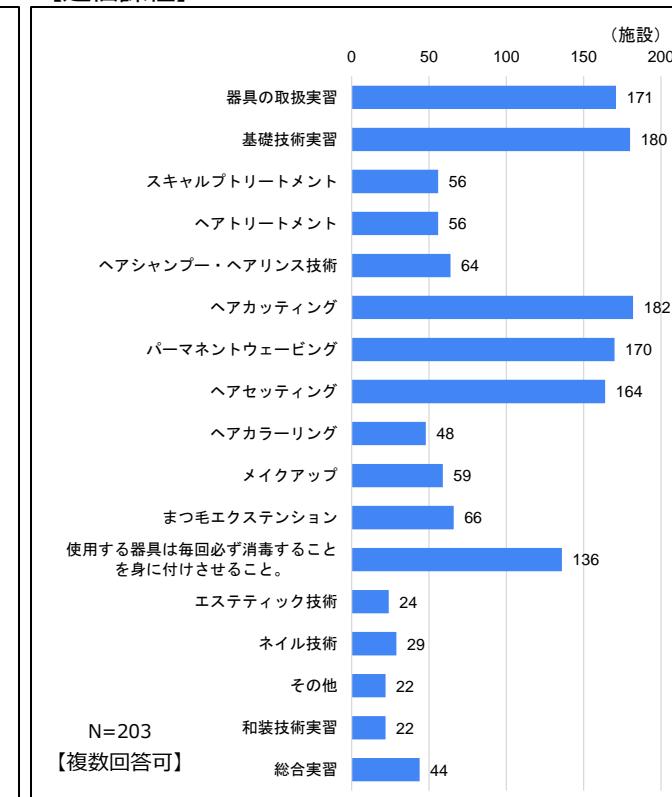
【昼間課程】



【夜間課程】



【通信課程】

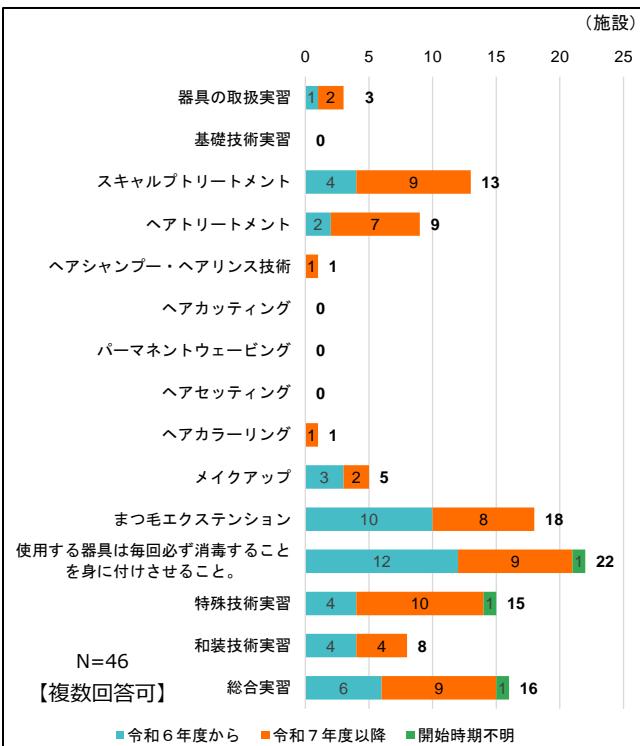


## ＜調査1＞美容師養成施設における「美容実習」の実施状況

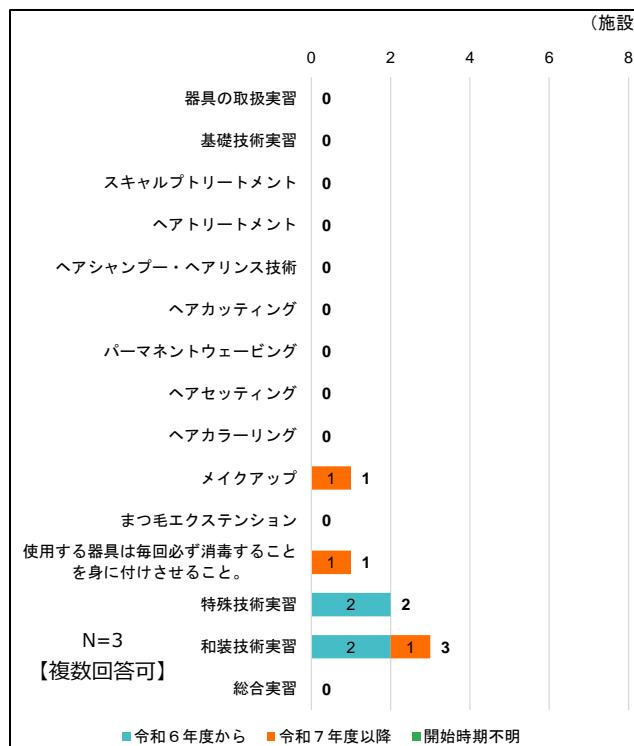
## 問2 問1でチェックを入れていない項目について、今後実施する予定はありますか。

※本問は、問1でいずれかの項目にチェックを入れていない施設を対象としたものであるが、対象施設のうち、「今後実施する予定の項目」を回答していない施設がある。※施設から回答があったものを単純集計した都合上、本問の昼間課程、夜間課程及び通信課程における「今後、美容実習でまつ毛エクステンションを実施する予定」の数値と、調査4問4の「昼間（令和6年度から）」及び「昼間（令和7年度以降）」、「夜間（令和6年度から）」及び「夜間（令和7年度以降）」、「通信（令和6年度から）」及び「通信（令和7年度以降）」のそれぞれの合計値が一致しない。

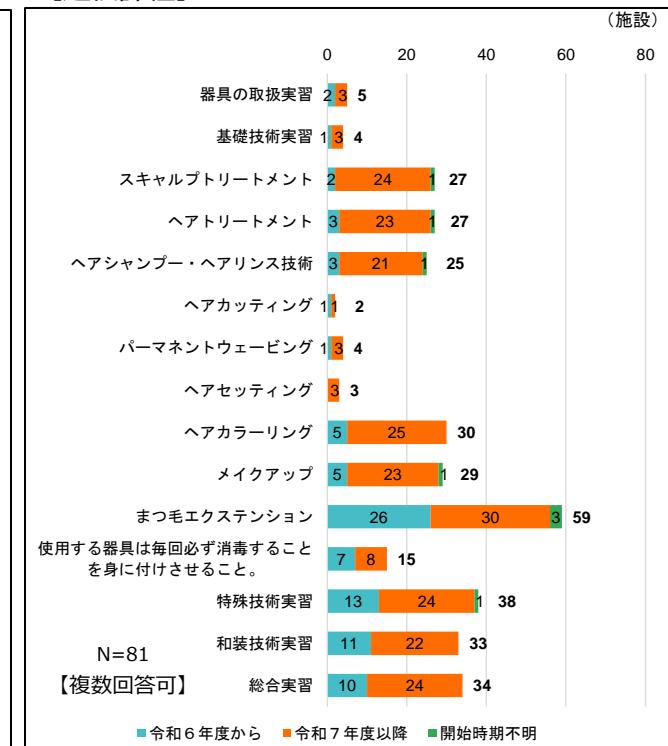
## 【昼間課程】



## 【夜間課程】



## 【通信課程】



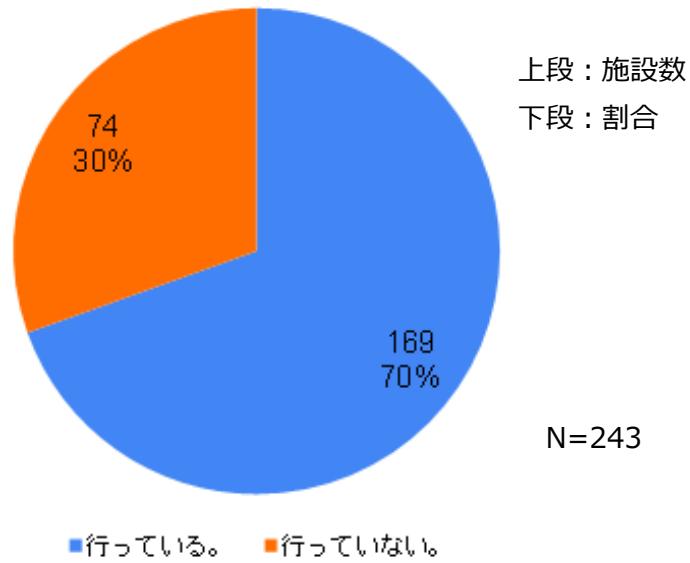
## 問3 近年の多様化するニーズに応えられるよう、貴施設における美容実習について工夫や特色のある取り組みをしている場合、その内容について教えてください。

## ■回答のあった136施設の取組内容（自由記載）について、厚生労働省において類型化して整理した主な内容は以下のとおり。

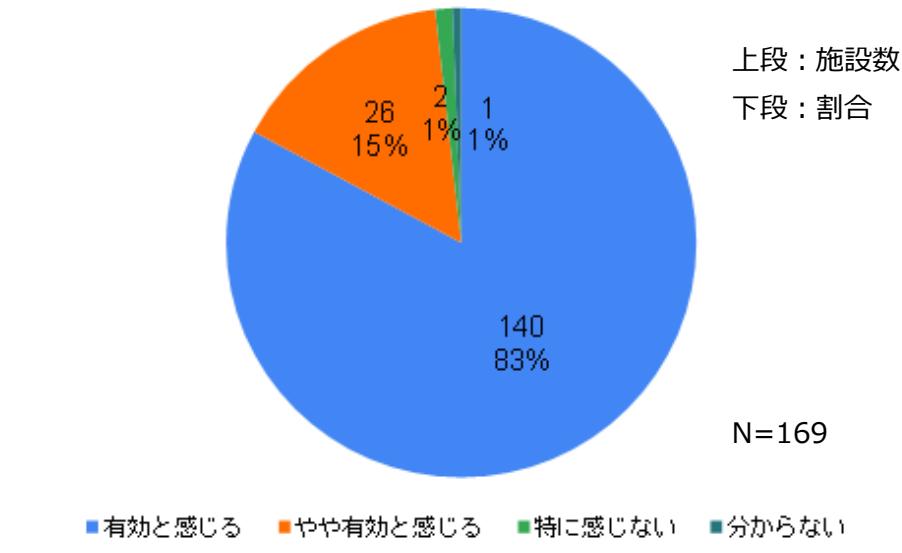
- 外部講師や現役美容師による技術講習会や授業の実施（61施設）
- 最新技術や幅広いメニューに対応した実習内容の充実（35施設）
- 選択課目の活用（19施設）
- サロンワークの模擬授業やモデルを使用したカット（16施設）
- 基礎技術の確実な修得（16施設）
- 養成施設内でのコンテストやヘアショーの実施（14施設）
- 学外イベントや技術大会への積極的な参加（13施設）
- サロン等の業界と連携したカリキュラム編成（6施設）

## ＜調査2＞美容所における「実務実習」の実施状況

**問1 貴施設において、美容所における実務実習は行われていますか。**



**問2 問1で、「行っている」に回答いただいた養成施設にお伺いします。  
現行の美容所における実務実習は有効だと感じていますか。**



■問2で各項目を選択した具体的な理由（自由記載）について、厚生労働省において類型化して整理した主な内容は以下のとおり。

【「有効と感じる」と回答した施設（140施設）】

- ・現場を体験できる貴重な経験であるため（66施設）
- ・就職意識の向上に繋がるため（60施設）
- ・接客やコミュニケーション能力の必要性を確認できるため（29施設）
- ・養成施設で学んだ内容の重要性を確認できるため（17施設）
- ・就職後の離職防止に繋がるため（9施設）

【「やや有効と感じる」と回答した施設（26施設）】

<有効と感じる点>

- ・現場を体験できる貴重な経験であるため（12施設）
- ・就職意識の向上に繋がるため（5施設）
- ・養成施設で学んだ内容の重要性を確認できるため（2施設）

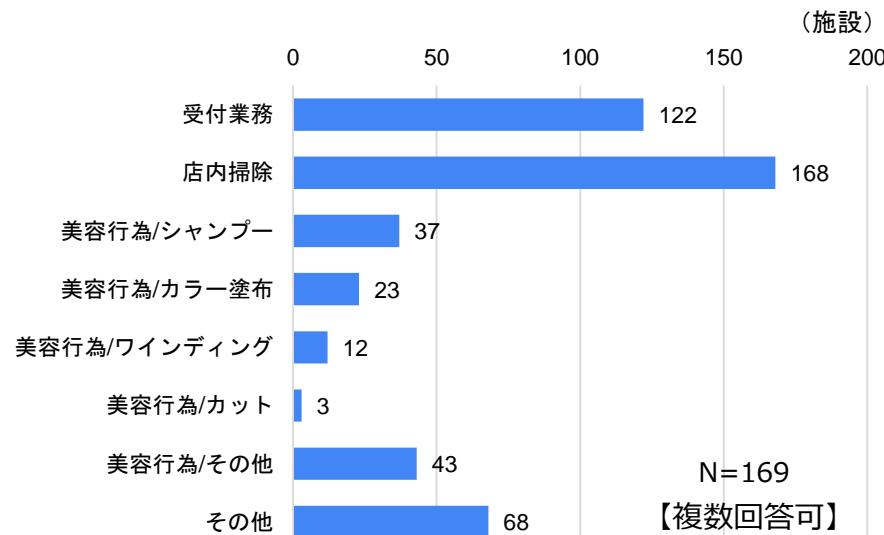
<有効と感じない点>

- ・受入サロンにより実習内容や繁閑に格差が生じるため（8施設）
- ・現場を知ることで良い面と悪い面の印象を持ってしまうため（5施設）
- ・受入先の選定や受入手続きなどの業務負担が大きいため（1施設）

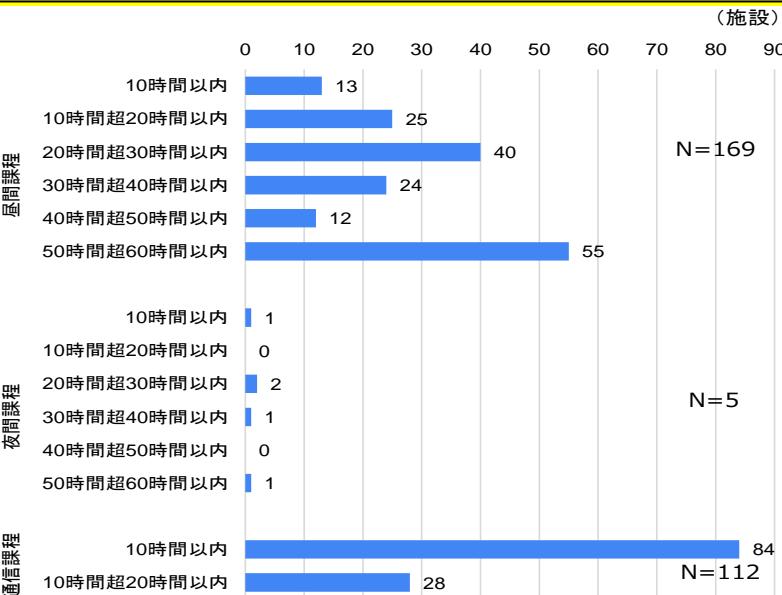
# 美容師養成施設の教育状況等に関する実態調査 調査結果

## ＜調査2＞美容所における「実務実習」の実施状況

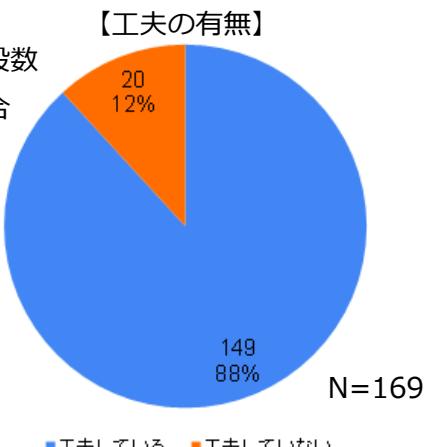
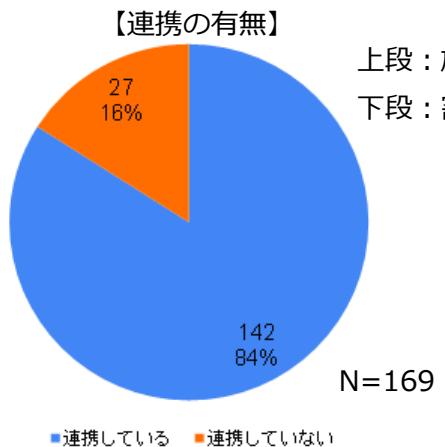
問3 問1で、「行っている」に回答いただいた養成施設にお伺いします。美容所における実務実習の主な内容についてお聞かせください。



問4 問1で、「行っている」に回答いただいた養成施設にお伺いします。美容所における実務実習のおおよその年間時間数をお聞かせください。



問5 問1で、「行っている」に回答いただいた養成施設にお伺いします。貴養成施設と実務実習の受け入れ先の美容所で、何らかの連携をしていますか。また、実務実習が充実するよう、何か工夫している点などはありますか。

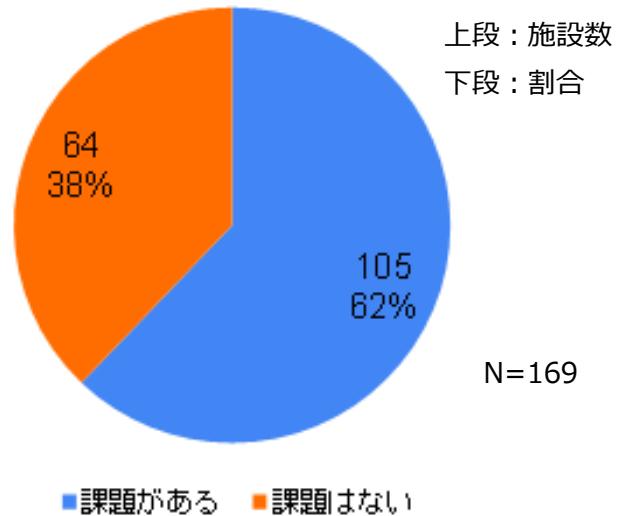


■問5で「連携している」と回答のあった142施設、「工夫している」と回答のあった149施設の具体的な理由（自由記載）について、厚生労働省において類型化して整理した主な内容は以下のとおり。

- ・生徒から日報等を提出させ、実習状況を把握・評価している（91施設）
- ・受入サロンで生徒の評価を行い、報告してもらっている（83施設）
- ・事前に養成施設で業務内容のシミュレーション授業を行っている（59施設）
- ・事前に受入サロンと実習内容等について打ち合わせを行っている（56施設）
- ・実務実習中に、担当教員が巡回し、実習状況を確認している（15施設）
- ・実務実習後に、サロンでの体験や課題をフィードバックしている（12施設）
- ・受入サロンによる事前のオリエンテーションを実施している（11施設）
- ・受入サロンに対する事後アンケートや課題の共有を行っている（9施設）

## ＜調査2＞美容所における「実務実習」の実施状況

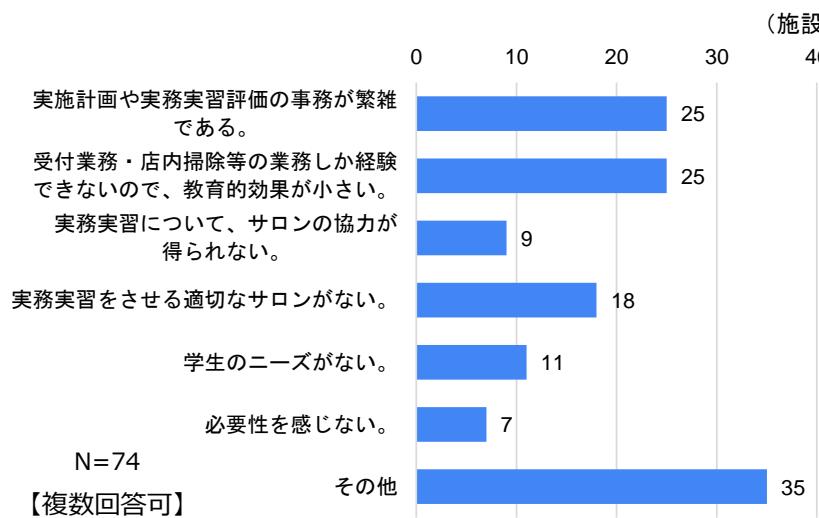
**問6 問1で、「行っている」に回答いただいた養成施設にお伺いします。貴施設において、美容所における実務実習を実施するにあたり、課題はありますか。**



■問6で「課題がある」と回答のあった105施設の具体的な理由（自由記載）について、厚生労働省において類型化して整理した主な内容は以下のとおり。

- ・受入サロンにより指導内容や繁閑等が異なり、生徒の経験・技量に差が出る（58施設）
- ・実務実習をさせる適切なサロンの確保が困難である（15施設）
- ・実務実習制度に対するサロン側の更なる理解が必要と感じる（7施設）
- ・サロン側が求める方針やレベルに生徒が合わない（6施設）
- ・受入時期等の調整について、受入先と養成施設の調整が上手くいかない（6施設）
- ・現場に出る前に養成施設での十分な指導が必要（6施設）
- ・実習としてできる内容が限定され、制度を有効活用できていない（4施設）
- ・サロンへの受入にあたり就職の勧誘や就職を視野に入れた条件を提示される（4施設）

**問7 問1で、「行っていない」に回答いただいた養成施設にお伺いします。美容所における実務実習を行わない理由についてお聞かせください。**

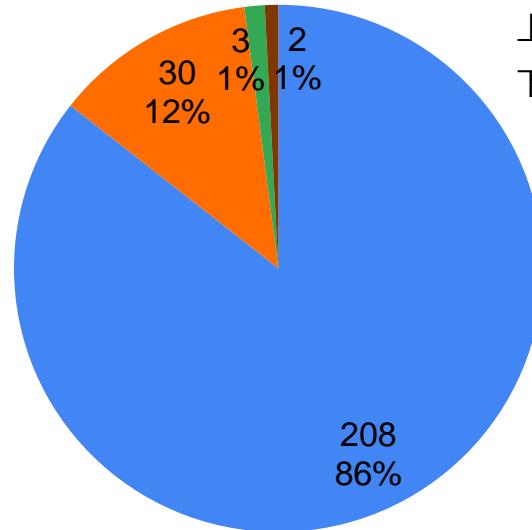


■問7で「その他」と回答のあった35施設の具体的な理由（自由記載）について、厚生労働省において類型化して整理した主な内容は以下のとおり。

- ・今後実施予定である（4施設）
- ・サロン側の負担が大きいため（3施設）
- ・現場を知ることで、マイナスイメージを持つ可能性があるため（3施設）
- ・選択課目で校外実習を実施しているため（3施設）
- ・受入先によって指導内容や繁閑等が異なり、生徒の経験・技量に差が出るため（2施設）
- ・実務実習をさせる適切なサロンの確保が困難であるため（2施設）
- ・養成施設内での実習で対応できるため（2施設）
- ・実務実習の上限時間が少ないため（2施設）
- ・サロン側から就職の勧誘や就職の期待を強く持たれてしまうため（2施設）

## ＜調査2＞美容所における「実務実習」の実施状況

### 問8 今後も美容所における実務実習は必要であると考えますか。



上段：施設数

下段：割合

N=243

■必要あり ■必要なし ■どちらでもない ■矯正施設

■問8で「必要あり」と回答のあった208施設の具体的な理由（自由記載）について、厚生労働省において類型化して整理した内容は以下のとおり。

- ・現場を体験できる貴重な経験であるため（91施設）
- ・就職意識の向上に繋がるため（85施設）
- ・接客やコミュニケーション能力の必要性を確認できるため（21施設）
- ・就職後の離職防止に繋がるため（10施設）
- ・養成施設で学んだ内容の重要性を確認できるため（6施設）
- ・サロンや関連企業と養成施設との交流・連携に繋がるため（4施設）

■問8で「必要なし」と回答のあった30施設の具体的な理由（自由記載）について、厚生労働省において類型化して整理した内容は以下のとおり。

- ・現場を知ることで、マイナスイメージを持つ可能性があるため（11施設）
- ・受入先によって指導内容や閑散等が異なり、生徒の経験・技量に差が出るため（5施設）
- ・養成施設内の実習で対応できるため（4施設）
- ・受入サロンの確保が困難／サロン側の負担が大きい／就職の勧誘が強い（各2施設）
- ・教員の負担が大きい／実習内容が限定され制度を有効活用できていない（各1施設）

### 問9 実務実習において、見直した方が良いと思う点や改善した方が良いと思う点について、教えてください。

■回答のあった79施設の具体的な理由（自由記載）について、厚生労働省において類型化して整理した内容は以下のとおり。

#### 【実務実習制度の見直しや改善点】

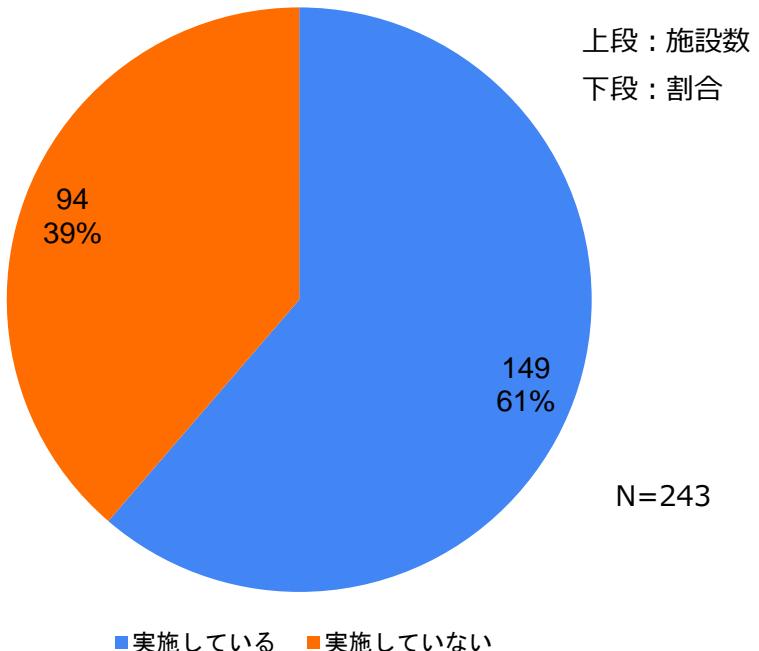
- ・実務実習制度の周知不足（生徒が美容行為を行えること 等）（14施設）
- ・実務実習の上限時間の増加（12施設）
- ・受入サロン側の実務実習制度に対する更なる理解（5施設）
- ・実務実習の上限時間の縮小（2施設）
- ・実務実習の1日当たりの上限時間の設定（1施設）

#### 【養成施設における実習状況の見直しや改善点】

- ・受入先における指導内容等の統一・調整（11施設）
- ・受入サロンの確保・充実（9施設）
- ・実務実習前における養成施設での十分な指導（3施設）
- ・実務実習ではなく養成施設での美容実習の充実（2施設）

## ＜調査3＞美容師養成施設と美容所の養成段階から就業後の人材育成の連携・接続状況

問 貴施設では、美容師の養成段階と就業後の人材育成の連携・接続について、何らかの取組を実施していますか。



■回答のあった149施設の具体的な理由（自由記載）について、厚生労働省において類型化して整理した内容は以下のとおり。

### 【養成段階における取組】

- ・養成施設とサロンにおける情報共有・サロンによる技術セミナー等の実施  
(卒業生の就業状況、業界動向、人材育成や離職防止の取組 等) (73施設)
- ・卒業生による学校訪問、講演、意見交換、技術講習等の実施 (32施設)
- ・就職セミナーの開催や養成施設独自の就職サイト等を通じた就職支援 (19施設)
- ・実務実習の活用による現場体験 (8 施設)
- ・学外の企業説明会、就職イベントへの参加 (7 施設)

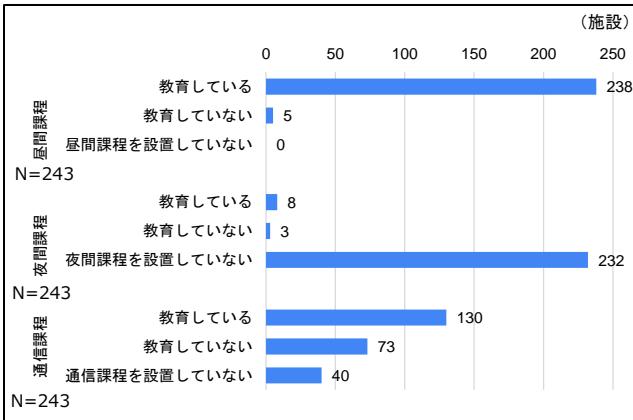
### 【就業後における取組】

- ・教員が就職先へ訪問し、卒業生へのヒアリングや助言等を実施 (45施設)
- ・卒業後の離職者に対する相談窓口等を通じた就職支援 (14施設)
- ・養成施設における生徒の学校活動情報等を就職先サロンへ提供 (5 施設)

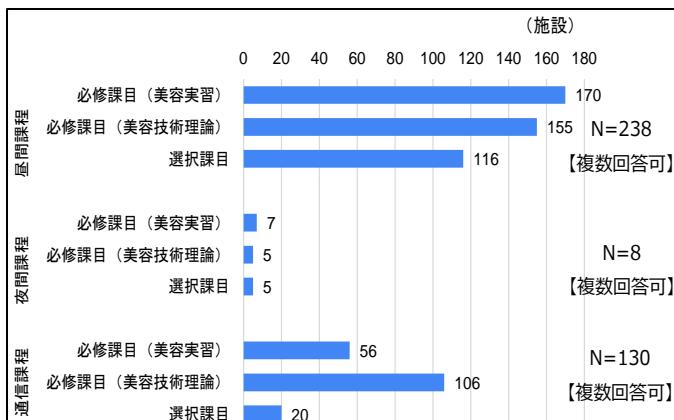
# 美容師養成施設の教育状況等に関する実態調査 調査結果

## ＜調査4＞美容師養成施設における「まつ毛エクステンション」の教育状況

**問1 貴施設において、まつ毛エクステンションの教育をしていますか。設置課程ごとに回答をしてください。**

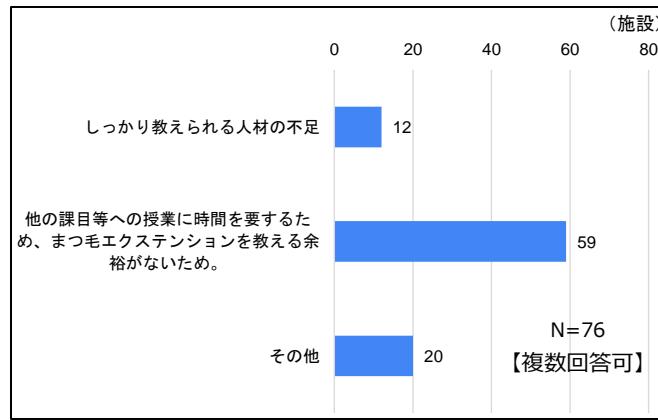


**問2 まつ毛エクステンションを教育している課目について教えてください。**



**問3 問1で、「教育していない」を回答いただいた場合、その理由について教えてください。**

※1つの施設で、複数の養成課程を設置している場合は、1施設と回答



**問4 問1で、「教育していない」を回答いただいた場合及び問2で必修課目（美容実習）にチェックがない場合、今後、貴施設において、必修科目の美容実習において「まつ毛エクステンション」を教育する予定はありますか。設置課程ごとに回答をしてください。**

※問1で「教育していない」を回答した76施設、問2で「必修課目（美容実習）」にチェックしなかった115施設について、両者の重複を除いた159施設分の回答を養成課程単位で集計している。

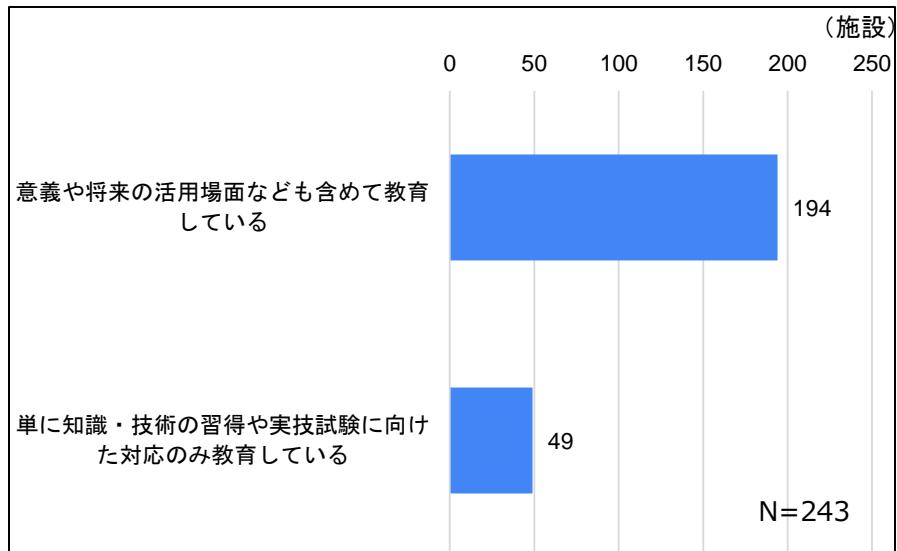
養成課程	予定あり			予定なし
		令和6年度から	令和7年度以降	
昼間課程	46	23	23	27
夜間課程	2	0	2	2
通信課程	70	33	37	77
合計	118	56	62	106

**■問4で「予定はない」と回答した具体的な理由（自由記載）について、厚生労働省において類型化して整理した主な内容は以下のとおり。**

- ・美容師国家試験の試験課題ではないため、国家試験課題（ワインディングorオールウェーブセッティング）を優先しているため（26施設）
- ・必修課目の美容技術理論や選択課目で実施しているため（16施設）
- ・教材費等のコストの負担やまつ毛エクステンションを教える人材の確保が困難なため（12施設）
- ・通信課程のスクーリング（面接授業）の実習時間が少ないため（11施設）
- ・他の技術の教育に時間を要するため（10施設）
- ・検討しているが具体的な予定は立っていないため（3施設）

## ＜調査5＞美容師養成施設における「オールウェーブセッティング」の教育状況

**問1 貴施設ではオールウェーブセッティングの教育について、どのような観点から教育を行っていますか。**

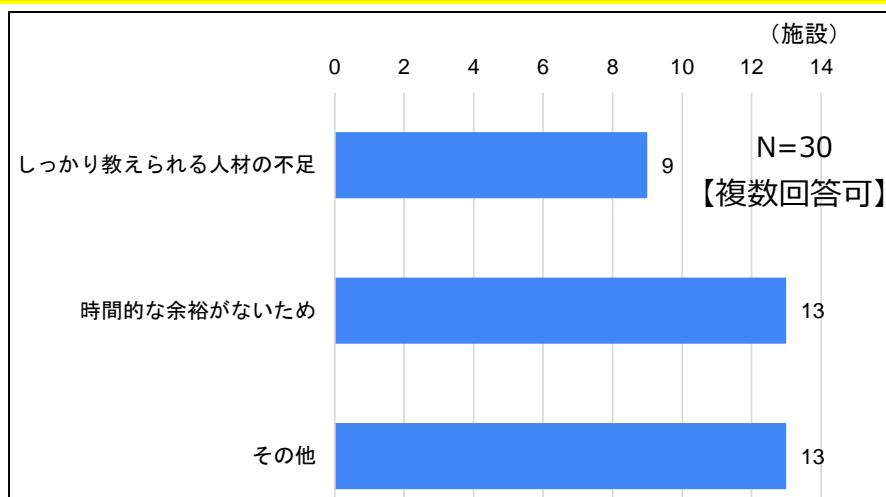


**問2 今後、貴施設におけるオールウェーブセッティングの教育において、その意義や将来の活用場面なども含めた教育が行われる予定はありますか。**

	回答数
予定がある。	19
令和6年度から	11
令和7年度以降	8
予定はない。	30

N=49

**問3 オールウェーブセッティングの教育において、その意義や将来の活用場面なども含めた教育を行う予定がないとする理由について教えてください。**



■問3で「その他」と回答のあった13施設の具体的な理由（自由記載）について、厚生労働省において類型化して整理した主な内容は以下のとおり。

- ・現場で活用されていないため（9施設）
- ・今後行う予定だが、現時点での具体的な実施計画が立てられていないため（1施設）
- ・アイロンでウェーブを作れる。人の髪全体にローションを馴染ませるのは向きであるため（1施設）

# 国家戦略特区ワーキンググループ (理容師資格取得における新たな修学方法に係る特区提案) の概要等

- 令和5年12月21日に「国家戦略特区ワーキング・グループ」で、「理容師資格取得における新たな修学方法に係る特区提案」が議題として取り上げられた。
- 提案者（一般社団法人日本ビューティー創生本部）より提案内容の説明、厚生労働省より提案内容に対する考え方について説明が行われ、その後、委員により討議。

## 提案内容

(案1) 現場に必要な技術（カット・シェービング・シャンプー）に特化することによる修学期間の短縮

(案2) 理容実習における実務実習に重点を置いた教科課程の新設

※提案内容の詳細は、スライド34・35を参照。

## 4. 課題解決に向けた提案内容

### (案1) 現場に必要な技術に特化することによる修学期間の短縮

【既存課程】

課目	2年間
関係法規・制度	30時間
衛生管理	90時間
保健	90時間
香粧品化学	60時間
文化論	60時間
理容技術理論	150時間
運営管理	30時間
理容実習	900時間
選択課目	600時間
合計	2,010時間

【新課程】

課目	1年間
関係法規・制度	30時間
衛生管理	90時間
保健	90時間
香粧品化学	60時間
文化論	60時間
理容技術理論	60時間
運営管理	30時間
理容実習	450時間
選択課目	150時間
合計	1,020時間

#### 《ポイント》

- 衛生管理・関係法規等は法律的知識であるため、現状維持。
- 現場で必要とされる技術（カット・シェービング・シャンプー）に特化することにより、現状の半分程度の時間で履修させるもの。なお、その他の技術（ヘッドスパ、ヘアカラー等）は資格取得後に現場で身に付けることとする。
- 早期に卒業させ現場に送り出すことで、実践の場で活躍できる時期を早める。

## 5. 課題解決に向けた提案内容

### (案2) 実務実習の重点を置いた養成課程の新設等

国家戦略特区WG

令和5年12月21日

提案者提出資料

#### 【既存課程】

課目	2年間
関係法規・制度	30時間
衛生管理	90時間
保健	90時間
香粧品化学	60時間
文化論	60時間
理容技術理論	150時間
運営管理	30時間
理容実習	900時間
(うち、実務実習)	(120時間まで)
選択課目	600時間
合計	2,010時間

#### 【新課程】

課目	1年目	2年目
関係法規・制度	30時間	—
衛生管理	90時間	—
保健	90時間	—
香粧品化学	60時間	—
文化論	60時間	—
理容技術理論	150時間	—
運営管理	30時間	—
理容実習（養成施設内）	150時間	—
理容実習（実務実習）	—	1,200時間
選択課目	150時間	—
合計	2,010時間	—

維持

養成施設内での  
実習時間を短縮  
(実務実習に振替)

実務実習の時間拡大

選択課目の時間の一部を  
実習に振替

#### 《ポイント》

- 現行制度で定められた総枠（2,010時間）の範囲内で再編成。学ぶ内容は既存課程と遜色なく、時間の使い方（学ぶ手段）をえるもの。
- 理容実習は、既存課程では2年間で900時間（うち、実務実習は年間60時間まで（=2年で120時間まで））であるが、新課程では、1年目は養成施設内で150時間かけて国家試験対策（用具、カッティング、シェーピング及び顔面処置、整髪、仕上がり状態）を学ぶために必要な実習を実施し、2年目はサロンで1,200時間の実務実習を行うものとする。
- 選択課目は、学校の判断で適切な課目を設定することとされているが、新課程では、養成施設内で150時間実施するに留め、残りの時間をサロンでの実務実習に振り替える（※当校では150時間の使い方として、理容師の独自業務であるシェーピングに特化することを想定）。
- 上記により、1年目は養成施設での修学、2年目はサロンでのより実践的な実務実習を行うことを可能とする。

## 「現場に必要な技術に特化することによる修学期間の短縮」について

### 1. 理容師制度・資格の位置付け

- 理容師養成制度は、その時々の社会的背景や科学技術の進歩等に応じて、時代のニーズに沿った知識及び技術を修得できるよう、学識経験者や関連団体等の議論を踏まえ、隨時、見直しを実施。
- 提案の「コア技術」に特化した教科課程は、現に存在する種々の理容ニーズ(ヘアカラー、パーマ等)を捨象したもの。本来、理容師として一体的に修得すべき知識・技術であり、理容師と同等の資格付与は困難。  
また、提案の制度の下、仮にヘアカラー、パーマ等の技術を資格取得後に独自に習得したとしても、当該理容行為を業として行うことは、理容師免許制度の趣旨に反し、許されない。

### 2. 仮に提案内容を認めた場合の懸念

#### (1)制度の管理(都道府県等による監視・指導)

- 都道府県等は、理容師法に基づき、理容所及び理容師への監視指導を実施。
- 提案に沿って養成された「限定的な知識・技術を有する者」が、「コア技術」以外の理容行為を行った場合には、無資格者による理容行為となり、理容師法に基づく罰則(30万円以下の罰金)の対象となり得る。
- 「限定的な知識・技術を有する者」と理容師を同一店舗内で区別し、その実態を監視・指導することは現実的に困難。両者が併存する制度は許容し難い。

#### (2)限定的な知識・技術を有する者のキャリア

- 「限定的な知識・技術を有する者」は、将来にわたり、本来理容師に求められるサービスを網羅的に提供することができないため、キャリア形成に大きな支障を来す。(理容師に必要な知識及び技術を全て修得し、理容師免許を取得後に、一部のサービスに特化した営業形態を自ら選択することとは、事情が全く異なる。)  
・例えば、就職できる地域・店舗が限定的となったり、就業年数を重ねても指導的立場へのキャリアアップが困難。

## 「実務実習の重点を置いた養成課程の新設等」について

### 1. 平成7年理容師法改正の目的・趣旨

- 平成7年の理容師法改正により実地練習制度は廃止され、現在の養成制度は、養成施設の教科課程の中で理容師として必要とされる基礎的な知識・技術を網羅的に修得させることを目的。
- 提案の内容は、従前の実地練習と同等の仕組み。実習の大半を各店舗に委ねる形態の下では、技術の修得という本来の役割を果たしていないといった平成7年法改正前と同様の問題が発生するおそれ。

※ 「最低賃金を保障した有償インターン」を提案している点について、実務実習は、あくまで「養成施設の教育課程の一環」であり、生徒への給料等の支給は適切ではない。提案の内容は、生徒をあたかも受入店舗の労働力として扱う点で懸念されるとともに、教育の枠内で実務実習を行う趣旨と大きく乖離。

### 2. 仮に提案内容を認めた場合の懸念

- 養成課程では、生徒の学習状況や習熟度等を踏まえつつ、理論と実習を相互に関連付けた履修が効果的。提案のように座学(1年目)と実習(2年目)を分離し、徒に偏重した教育を行うべきではない。
- 実習の受入店舗の営業形態や顧客ニーズは様々。個々の地域・店舗によって修得できる技能には当然バラツキが生じ、全ての生徒が均質的に理容師に必要な基礎的技術を修得することは期待し難い。

店舗によっては、客が不在となる時間帯も当然発生し、常に理容行為の実習時間として期待できない。(他方、養成施設であれば、定められた時間割に沿って、所定の実習内容を確実に履修可能。)

※ 客不在時にウイッグ等を使用して教えるのであれば、養成施設で教員が生徒に教育することと何ら変わらない。

- このような懸念点を踏まえると、特区内であったとしても、ご提案の履修制度を活用することは適当と言いたい。

# 国家戦略特区において取り組む規制・制度改革事項等について

- 令和6年6月4日に開催された国家戦略特別区域諮問会議（第63回）で、「国家戦略特区において取り組む規制・制度改革事項等について」がとりまとめられ、「理容師資格取得における新たな修学方法に係る特区提案」に対する対応方針が示された。

## 国家戦略特区において取り組む規制・制度改革事項等について（抜粋）

### 1. 新たに講すべき具体的な施策

- (1) 地域・社会課題の解決に向けた規制・制度改革に係る提案募集に関する規制・制度改革事項
- (2) 「金融・資産運用特区」関連の規制・制度改革事項
- (3) (1) 及び (2) 以外の規制・制度改革事項

### ③理容師制度における養成方法の検討

- ・理容師の扱い手確保、高度化・多様化する消費者ニーズに沿ったサービスの提供による理容業界の活性化等の観点から、理容師養成制度における修学の在り方について、広く関係者の意見を聴取する検討の場において、2024年度中に具体的な検討を行う。